

資料5. 環境に関する市民・事業者アンケート調査

1. 環境に関する市民アンケート調査

(1) 調査概要

■調査対象

調査対象地域	白岡市全域
調査対象	市内在住の市民
サンプル数	1,500票
抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出
調査方法	郵送配送・郵送回収+web アンケート方式
調査期間	令和6年7月31日～8月23日
調査結果（回収数）	480票（郵送：348+web：132）/1,500票 【前回（R2）：427票/1,000票】
調査結果（回収率）	32.0% 【前回（R2）：42.7%】

■調査内容（設問項目）

<p>(1) 属性</p> <p>性別、年齢、居住地区</p> <p>(2) 回答者の生活を取り巻く環境について</p> <p>問1 居住する地域を中心とした環境の快適さ</p> <p>問2 白岡市において気にかかる環境問題</p> <p>問3 白岡市の自然を守るために進めるべき取組</p> <p>問4 リサイクルや省エネルギーについての関心</p> <p>問5 リサイクルや省エネルギーに関して行っている取組</p> <p>問6 リサイクルや省エネルギーに関する取組を行わない理由</p> <p>問7 リサイクルや省エネルギーを進める上で行うべき取組</p> <p>問8 SDGsの認知度</p> <p>(3) 環境づくりへの参加や役割について</p> <p>問9 参加してみたい自主的な環境づくり活動</p> <p>問10 市民の自主的な環境づくりに参加したいと思わない理由</p> <p>問11 市民が白岡市の環境づくりに参加するために、市が重点的に取り組むべきこと</p> <p>問12 白岡市の環境を守り改善していくために望ましい役割分担</p> <p>(4) 市の環境行政の在り方について</p> <p>問13 環境基本計画の施策の効果</p> <p>問14 重点的に取り組むべき環境基本計画の施策</p> <p>問15 環境基本計画で位置付けられた市民の取組に関する実施状況</p> <p>問16 環境基本条例及び環境基本計画の認知度</p> <p>(5) 地球温暖化対策について</p> <p>問17 省エネ家電（冷蔵庫、テレビ、エアコン）の導入状況</p> <p>問18 再エネ設備（太陽光発電、蓄電池、太陽熱温水器、高効率給湯器）の導入状況</p> <p>問19 次世代自動車（ハイブリッド車、PHV・EV、FCV）への買い替えの意向</p> <p>問20 家庭の電気やガス等のエネルギー使用状況</p> <p>問21 市で実施している補助メニューの認知度</p> <p>(6) 自由記述</p>

※グラフ、表の値については、四捨五入の関係によりパーセンテージの合計が100%にならない場合がある。

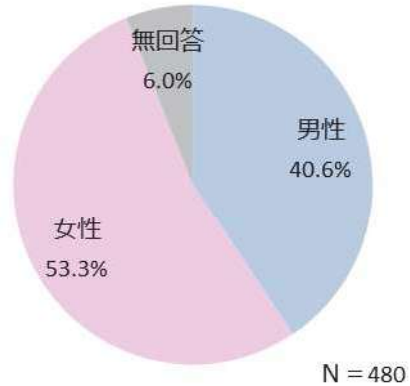
(2) 集計結果

①属性

●性別【単独回答】

- 今回から選択肢に無回答を追加した。
- 回答者は男性が 40.6%、女性が 53.3%と女性が若干多くなっている。

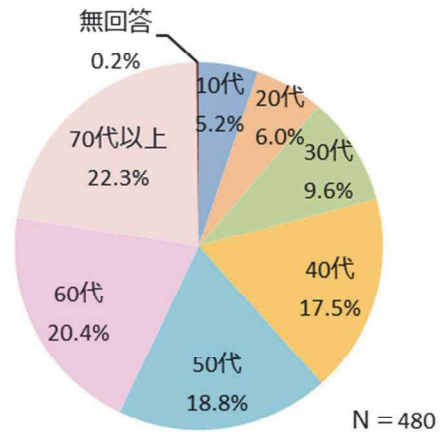
※令和 6 年 7 月 1 日時点の白岡市の人口では、男性 49.6%、女性 50.4%であった。



●年齢【単独回答】

- 回答人数の構成比は、70代以上が 22.3%と最も多く、次いで 60代が 20.4%、50代が 18.8%と 50代以上が全体の 50%以上を占めている。

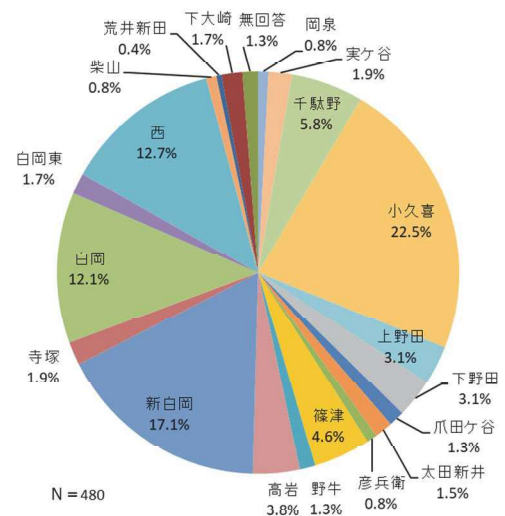
※送付は令和 6 年 7 月 1 日時点での年齢別人口構成比を踏まえ実施した。



●居住地区（大字別）【単独回答】

- 回答人数の構成比は、大字別では、小久喜地区が 22.5%と最も多く、次いで新白岡地区が 17.1%、西地区が 12.7%となっている。

※送付は令和 6 年 7 月 1 日時点での居住地区別人口構成比を踏まえ実施した。

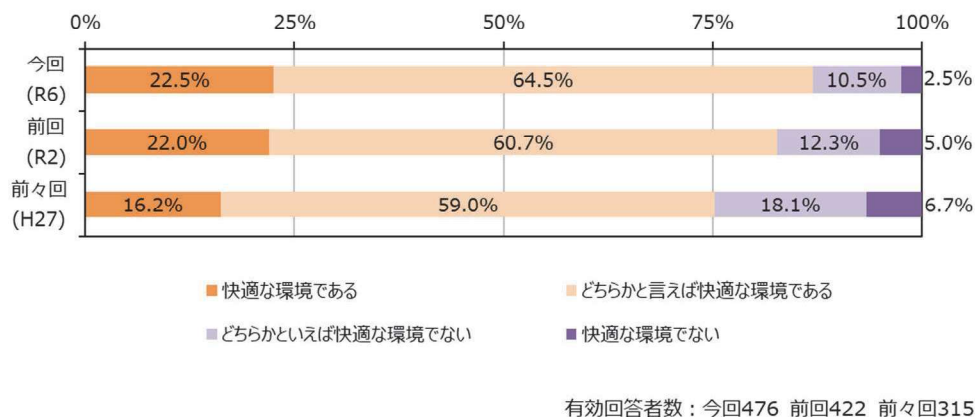


②回答者の生活を取り巻く環境について

●問1 居住する地域を中心とした環境の快適さ【単独回答】

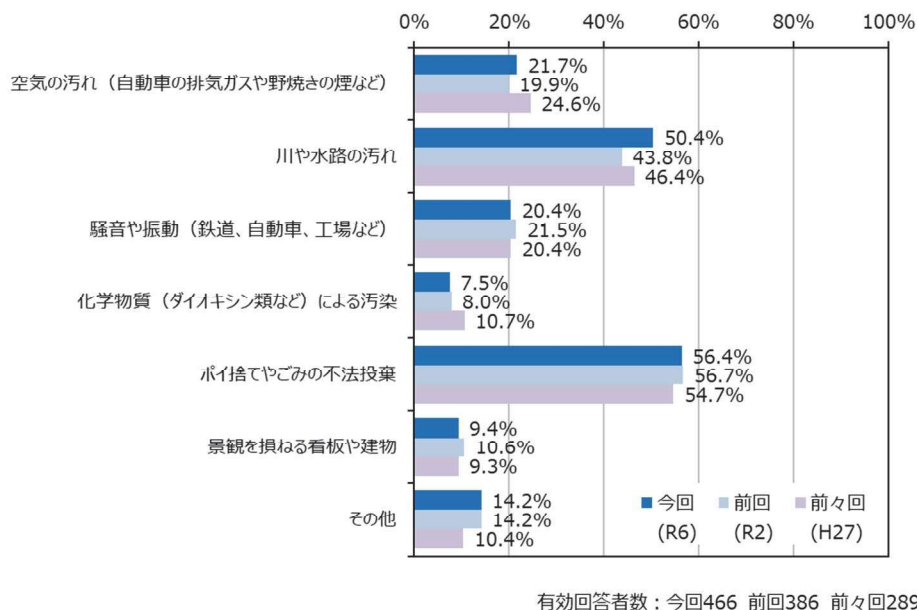
- ・「快適な環境である」が22.5%、「どちらかと言えば、快適な環境である」が64.5%と80%以上の市民が身近な環境を快適であると感じている。
- ・前回、前々回と比較すると、「快適な環境である」「どちらかと言えば、快適な環境である」が年々増加している。

※経年比較の場合は、無回答を除いた比率で表示している。(以降同様)



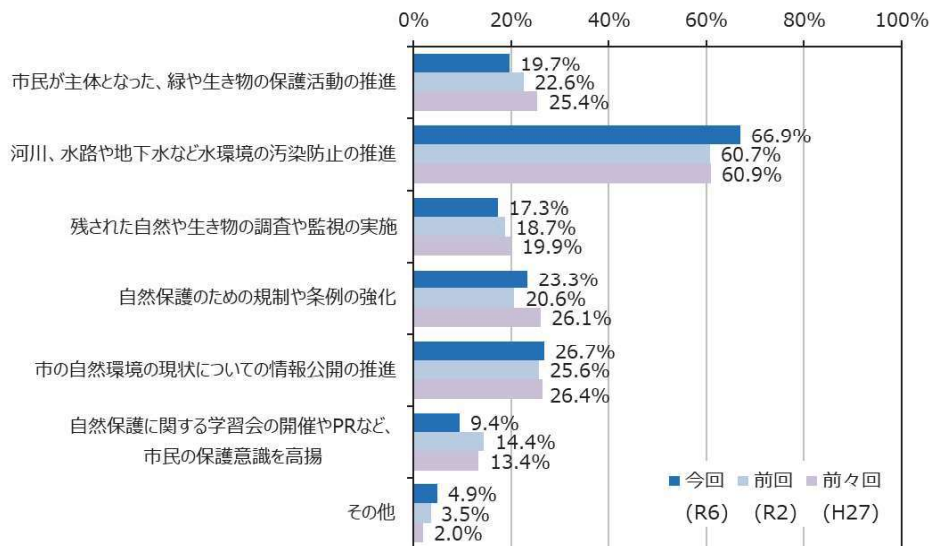
●問2 白岡市において気にかかる環境問題【複数回答】

- ・「ポイ捨てやごみの不法投棄」が56.4%と最も多く、次いで「川や水路の汚れ」が50.4%、「空気の汚れ」が21.7%、「騒音や振動」が20.4%となった。
- ・「その他」の回答としては、街路樹や側溝の管理不足などが挙げられた。
- ・「ポイ捨てやごみの不法投棄」は、前回と比較するとわずかに減少しているが、50%以上の市民が気にかけている。「川や水路の汚れ」、「空気の汚れ」は、前回までは減少傾向にあったが、今回は増加した。



●問3 白岡市の自然を守るために進めるべき取組【複数回答（2つまで）】

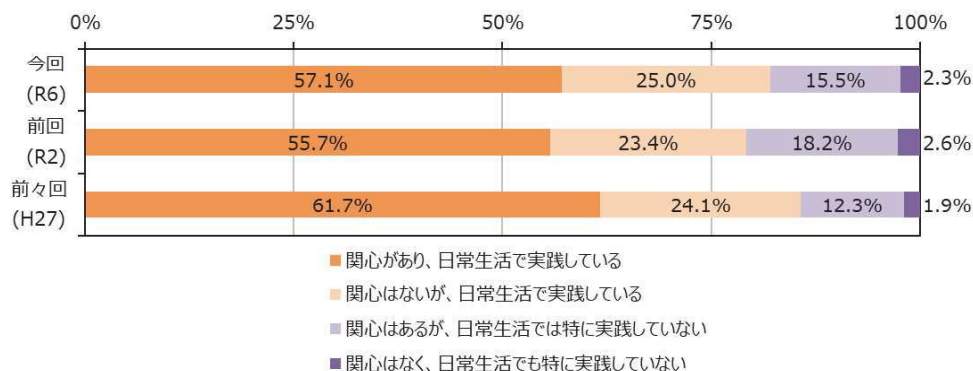
- ・「河川、水路や地下水など水環境の汚染防止の推進」が66.9%と特に関心が高い。「その他」としては、街路樹や耕作放棄地、雑草などの管理についての意見があった。
- ・問2と連動し、「河川、水路や地下水など水環境の汚染防止の推進」が増加傾向にある。他の項目は全体的に減少傾向にあるが、特に「自然保護に関する学習会の開催やPRなど、市民の保護意識を高揚」することに関しては大幅に減少している。



有効回答者数：今回468 前回402 前々回307

●問4 リサイクルや省エネルギーについての関心【単独回答】

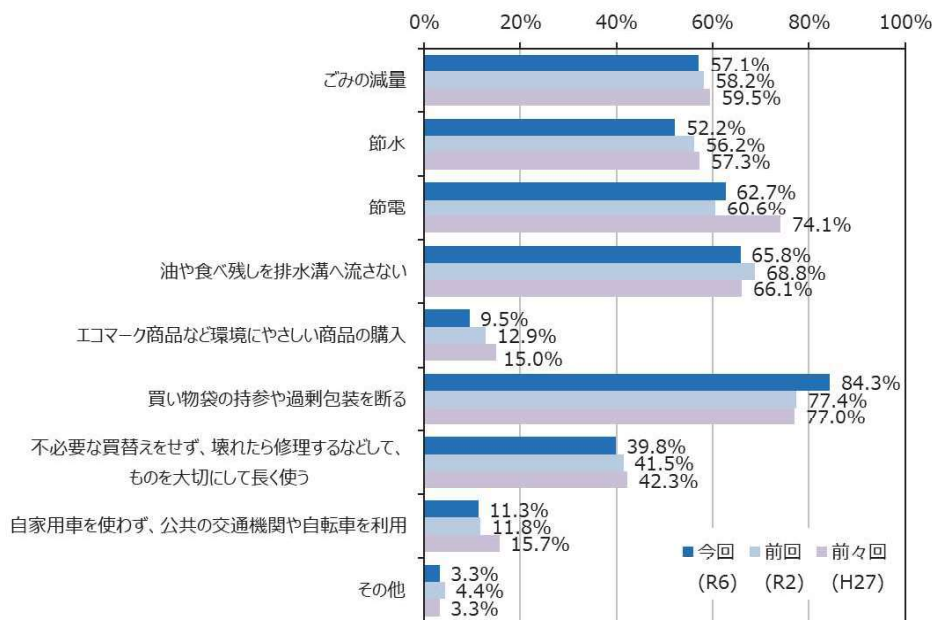
- ・「関心があり、日常生活で実践している」が57.1%、「関心はないが、日常生活で実践している」が25.0%と80%以上の市民がリサイクルの取組を実施していた。
- ・前回までは、「関心があり、日常生活で実践している」「関心はないが、日常生活で実践している」と回答した市民の割合は減少傾向にあったが、今回は増加した。



有効回答者数：今回176 前回118 前々回316

●問5 リサイクルや省エネルギーに関して行っている取組【複数回答】

- ・「買い物袋の持参や過剰包装を断る」が84.3%と最も多く、次いで「油や食べ残しを排水溝へ流さない」が65.8%、「節電」が62.7%となった。
- ・全体的に減少傾向にあるが、令和2年7月の買い物袋有料化の影響もあり、「買い物袋の持参や過剰包装を断る」は前回、前々回よりも多くの市民が取り組んでいる。

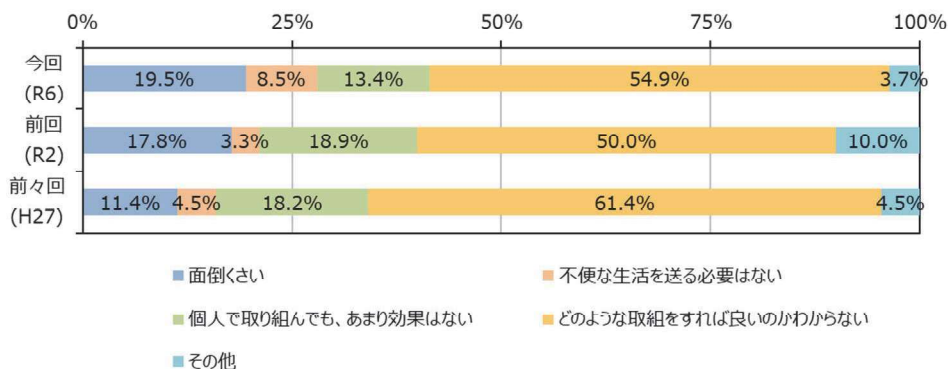


有効回答者数：今回389 前回340 前々回274

●問6 リサイクルや省エネルギーに関する取組を行わない理由【単独回答】

※問4で「関心はあるが、日常生活では特に実践していない」、「関心はなく、日常生活でも特に実践していない」と回答した場合のみ

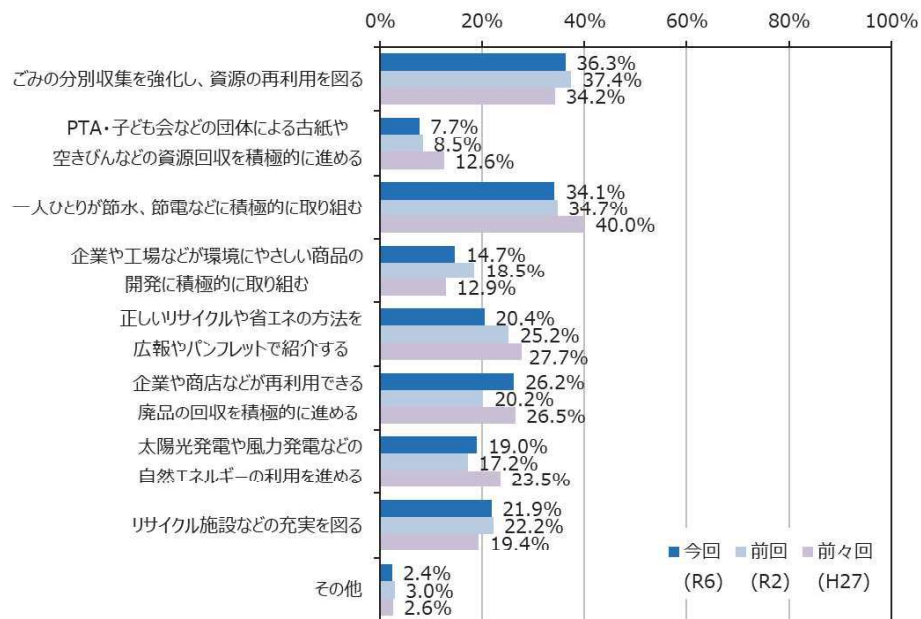
- ・「どのような取組をすれば良いかわからない」が54.9%で最も多くなった。
- ・「どのような取組をすれば良いかわからない」が3回のアンケートを通じて50%以上を占めている。加えて、「面倒くさい」、「不便な生活を送る必要はない」という否定的な意見が増加していることから、リサイクル・省エネルギーで得られるメリットなどの情報提供や大きな負担とならないような取組の検討が重要である。



有効回答者数：今回82 前回90 前々回44

●問7 リサイクルや省エネルギーを進める上で行うべき取組【複数回答（2つまで）】

- 「ごみの分別収集を強化し、資源の再利用を図る」が36.3%と最も多く、次いで「一人ひとりが節水、節電などに積極的に取り組む」が34.1%、「企業や商店などが再利用できる廃品の回収を積極的に進める」が26.2%となった。
- 増減を繰り返している項目が多いが、「一人ひとりが節水、節電などに積極的に取り組む」と、「正しいリサイクルや省エネの方法を広報やパンフレットで紹介する」は減少傾向にある。

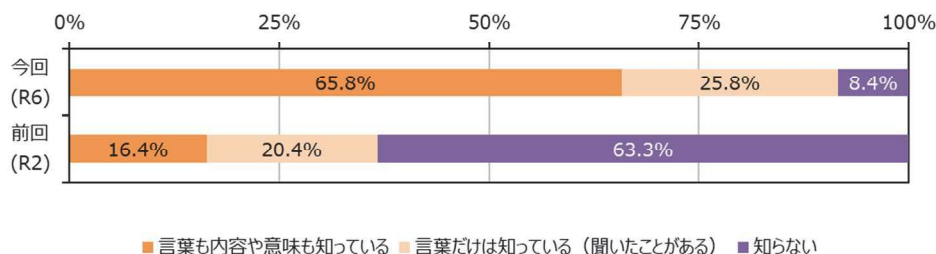


有効回答者数：今回416 前回401 前々回310

●問8 SDGsの認知度【単独回答】

- 「言葉も内容や意味も知っている」が65.8%、「言葉だけは知っている（聞いたことがある）」が25.8%と、90%以上の市民がSDGsを認知していた。
- 「言葉も内容や意味も知っている」が前回の約4倍に増加した。メディアなどでも取り上げられていることから、認知度が大幅に上昇したと考えられる。

※前々回は未実施

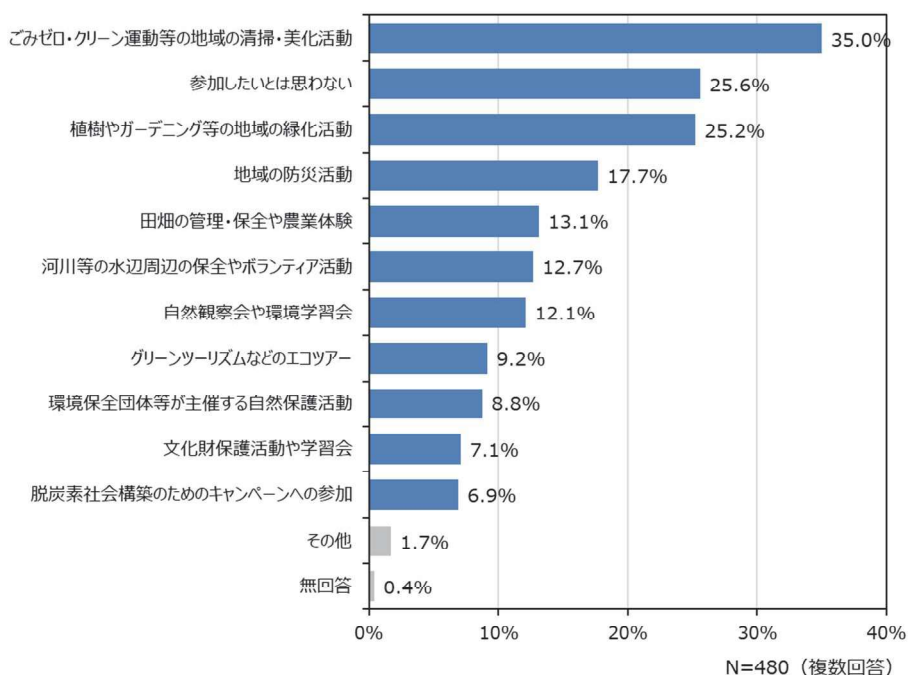


有効回答者数：今回476 前回422

③環境づくりへの参加や役割について

●問9 参加してみたい自主的な環境づくり活動【複数回答】

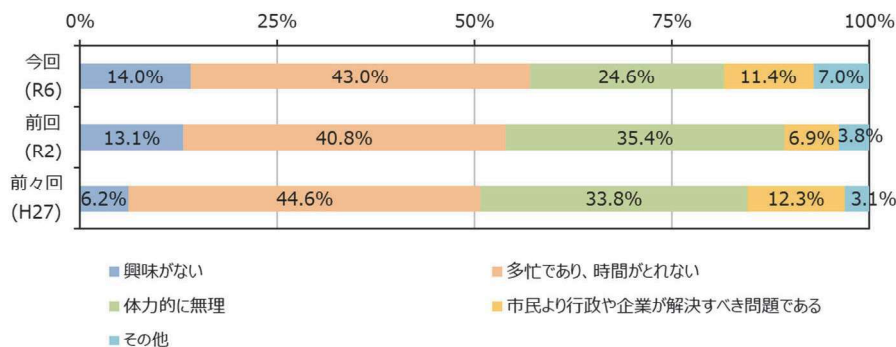
- ・「ごみゼロ・クリーン活動等の地域の清掃・美化活動」が35.0%と最も多く、次いで「植樹やガーデニング等の地域の緑化活動」が25.2%、「地域の防災活動」が17.7%と、地域に根付いた活動の得票率が高くなった。
- ・一方で、「文化財保護活動や学習会」、「脱炭素社会構築のためのキャンペーンへの参加」といった活動は得票率が低く、また、「参加したいとは思わない」も25.6%あり、環境づくり活動への参加を促す必要がある。



●問10 市民の自主的な環境づくりに参加したいと思わない理由【単独回答】

※問9で「参加したいとは思わない」と回答した場合のみ

- ・「多忙であり時間が取れない」が43.0%と最も多く、次いで「体力的に無理」が24.6%となった。
- ・「興味がない」の割合が増加傾向にあり、市民に求める活動の周知や内容の検討が必要である。

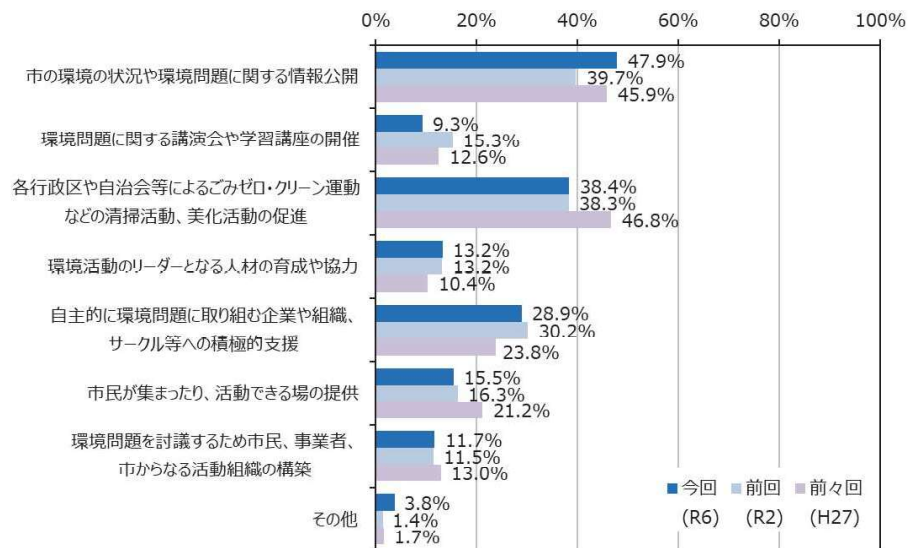


有効回答者数：今回114 前回130 前々回65

●問 11 市民が白岡市の環境づくりに参加するために、市が重点的に取り組むべきこと

【複数回答（2 つまで）】

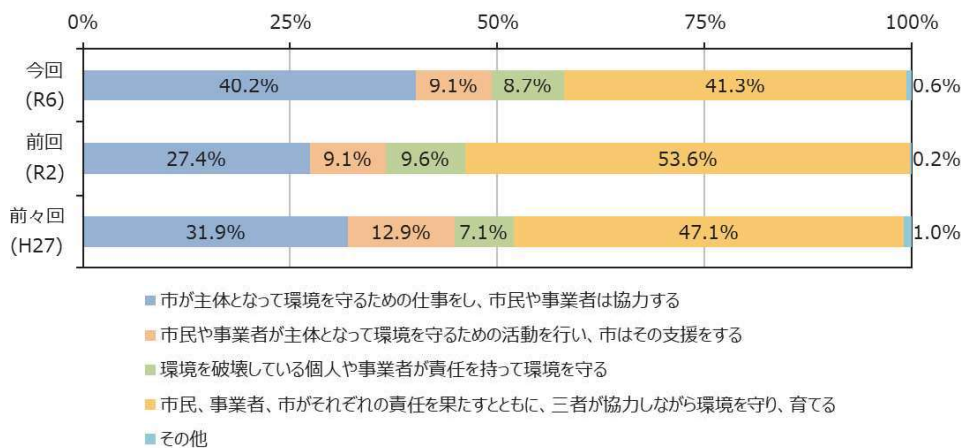
- ・「市の環境の状況や環境問題に関する情報公開」が 45.2%と最も多く、次いで「各行政区や自治会等によるごみゼロ・クリーン運動などの清掃活動・美化活動の促進」が 36.3%、「自主的に環境問題に取り組む企業や組織・サークル等への積極的支援」が 27.3%となった。
- ・増減を繰り返している項目が多いが、「市民が集まったり、活動できる場の提供」は一貫して減少傾向にある。



有効回答者数：今回453 前回295 前々回231

●問 12 白岡市の環境を守り改善していくために望ましい役割分担【単独回答】

- ・「市民、事業者、市がそれぞれの責任を果たすとともに、三者が協力しながら環境を守り、育てる」が最も多く 41.3%、次いで「市が主体となって環境を守るための仕事をし、市民や事業者は協力する」が 40.2%となった。
- ・今回は「市が主体となって環境を守るための仕事をし、市民や事業者は協力する」の割合が上がっており、市への期待が高まっている。

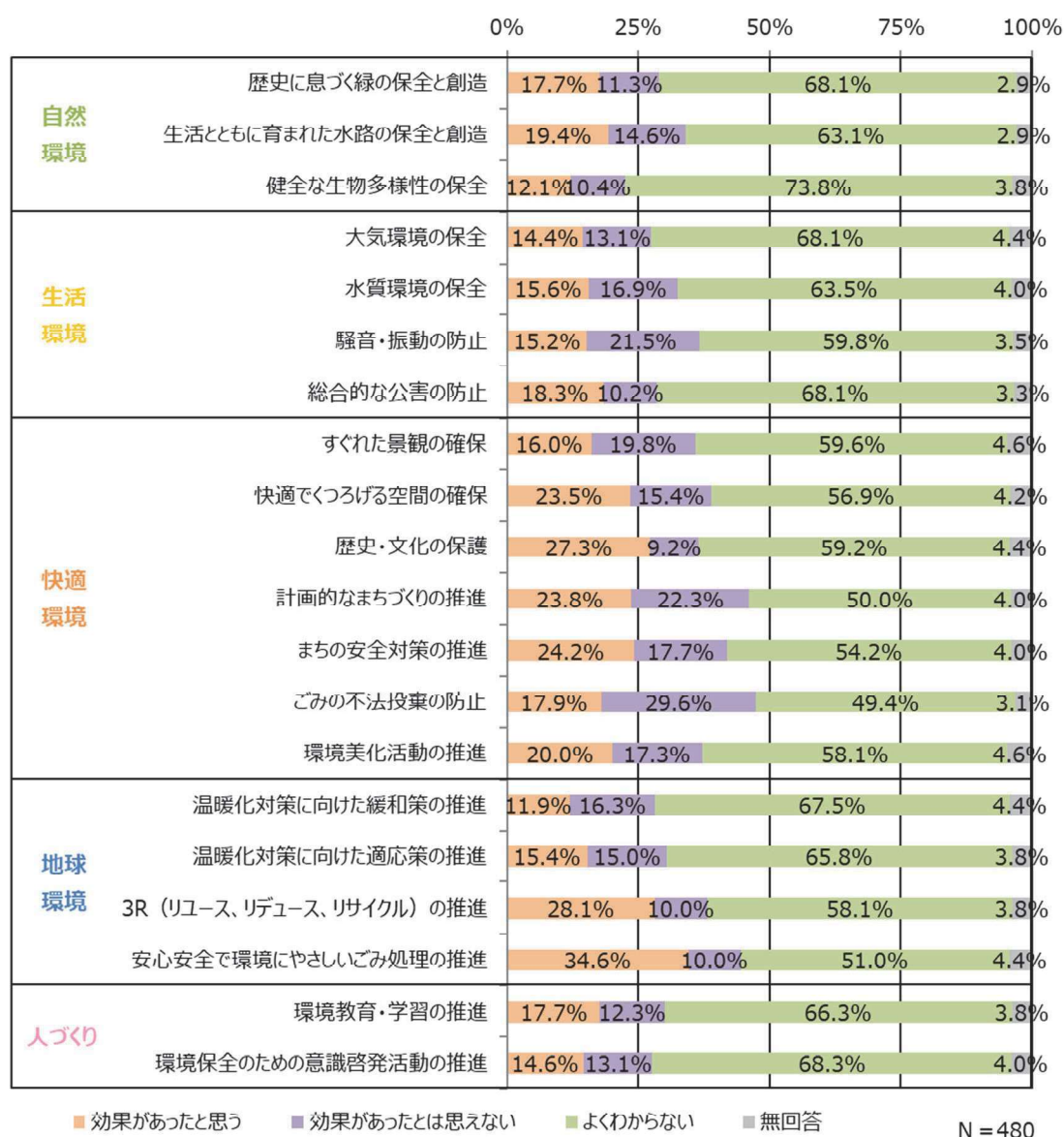


有効回答者数：今回470 前回416 前々回310

④市の環境行政の在り方について

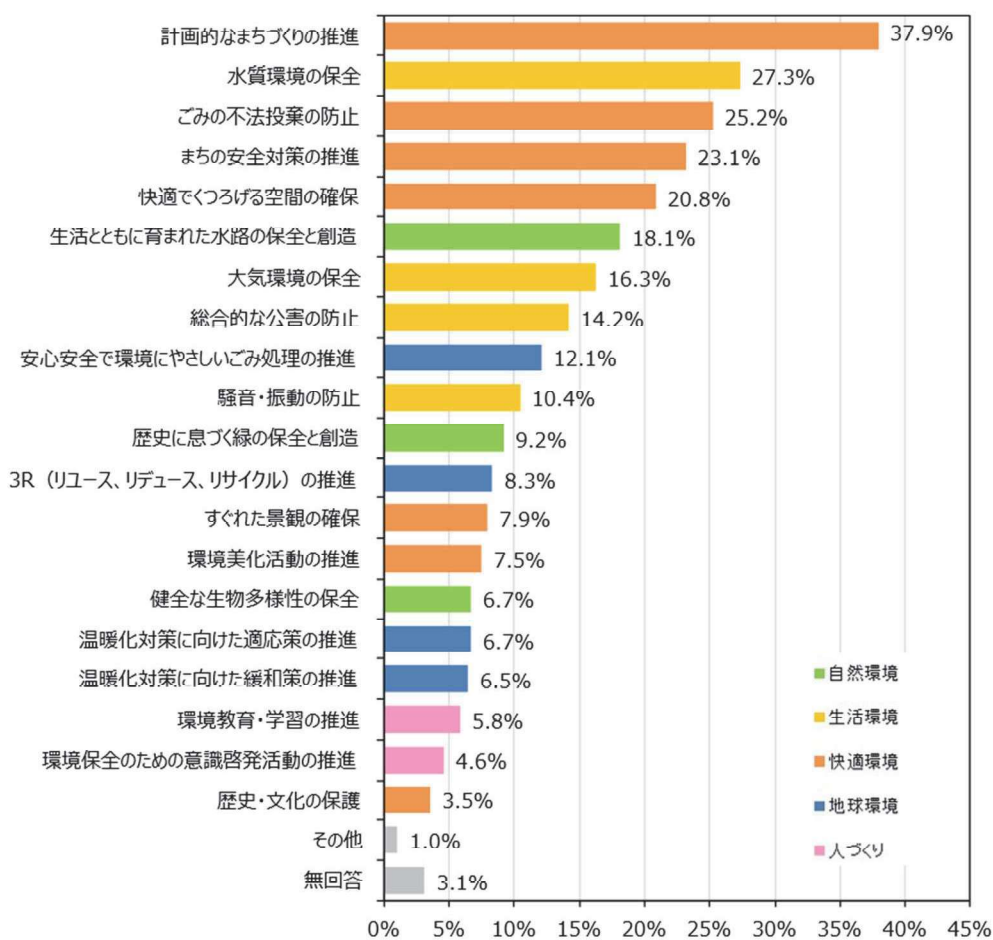
●問 13 環境基本計画の施策の効果【単独回答】

- 全ての項目で「よくわからない」が50%以上となっており、施策の効果に関する情報の周知が課題となっている。
- 「安心安全で環境にやさしいごみ処理の推進」、「3R（リユース、リデュース、リサイクル）の推進」、「歴史・文化の保護」に関しては、「効果があったと思う」と回答した割合が、「効果があったとは思えない」よりも20%近く高く、効果を実感している市民が多かった。
- 一方、「水質環境の保全」、「すぐれた景観の確保」、「温暖化対策に向けた緩和策の推進」、「騒音・振動の防止」、「ごみの不法投棄の防止」については「効果があったとは思えない」と回答した割合の方が「効果があったと思う」と回答した割合よりも高くなっていた。



●問 14 重点的に取り組むべき環境基本計画の施策【複数回答（3つまで）】

- 「計画的なまちづくりの推進」が 37.9%と最も多く、次いで「水環境の保全」が 27.3%、「ごみの不法投棄の防止」が 25.2%、「まちの安全対策の推進」が 23.1%となった。
- 上位 5 施策中 4 施策は快適環境に関する施策となっており、市民の快適な生活に向けた施策が求められている。
- また、「水質環境の保全」、「生活とともに育まれた水路の保全と創造」が上位にあり、水質環境に関して市民の問題意識の高さがうかがえる。
- 一方で、地球環境、人づくりに関する施策について軒並み下位にあり、この分野に関する施策の周知や市民の関心の向上が課題となる。

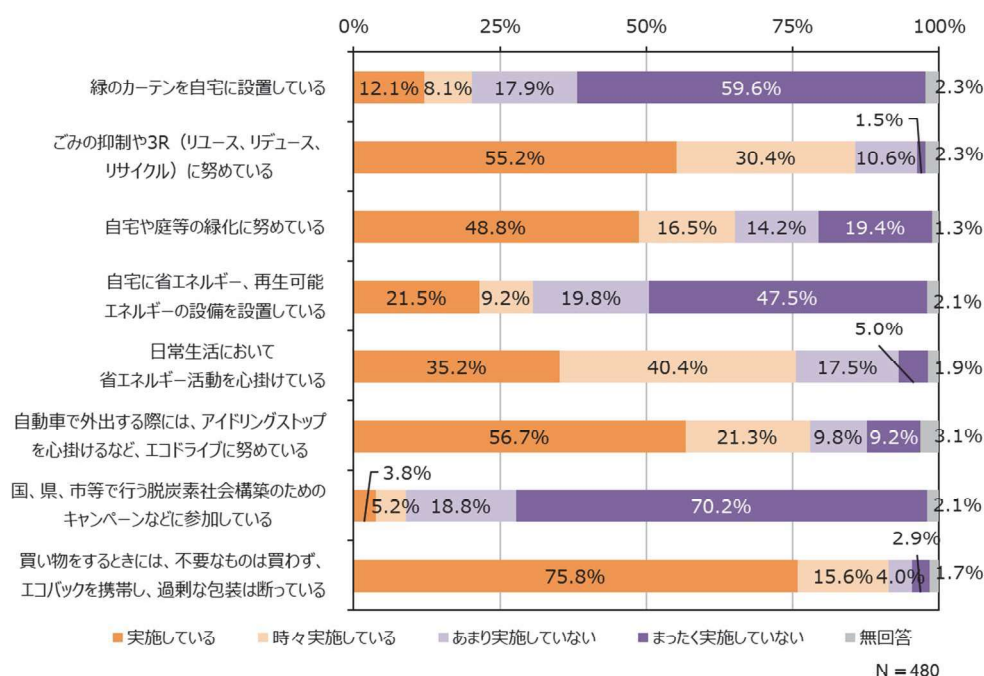


N=480（複数回答）

●問 15 環境基本計画で位置付けられた市民の取組に関する実施状況【単独回答】

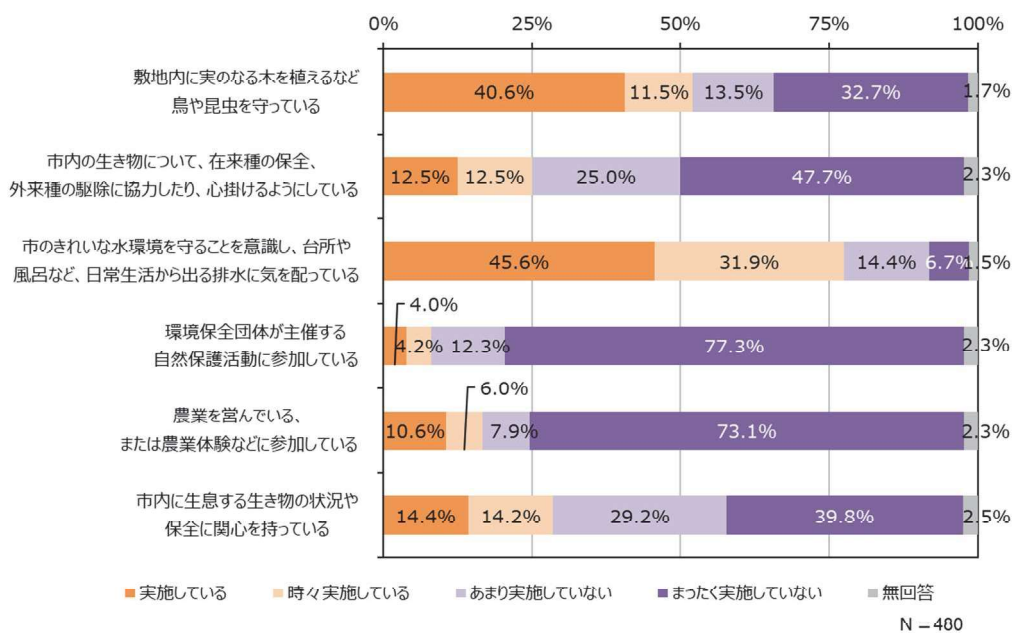
I. 脱炭素社会の実現

- ・「買い物をするときには、不要なものは買わず、エコバックを携帯し、過剰な包装は断っている」では、「実施している」の回答率が75.8%であり、最も多くの市民が取り組んでいた。
- ・また、「自動車で外出する際には、アイドリングストップを心掛けるなど、エコドライブに努めている」や「ごみの抑制や3R（リユース、リデュース、リサイクル）に努めている」、「自宅や庭等の緑化に努めている」のような取り組みやすい取組は実施している市民の割合が高くなっていった。
- ・一方で、「緑のカーテンを自宅に設置している」や「自宅に省エネルギー、再生可能エネルギーの設備を設置している」といった金銭的負担を伴う取組や、「国、県、市等で行う脱炭素社会構築のためのキャンペーンなどに参加している」のような時間的負担が伴う取組については「全く実施していない」の割合が高く、メリットの周知などが課題となる。



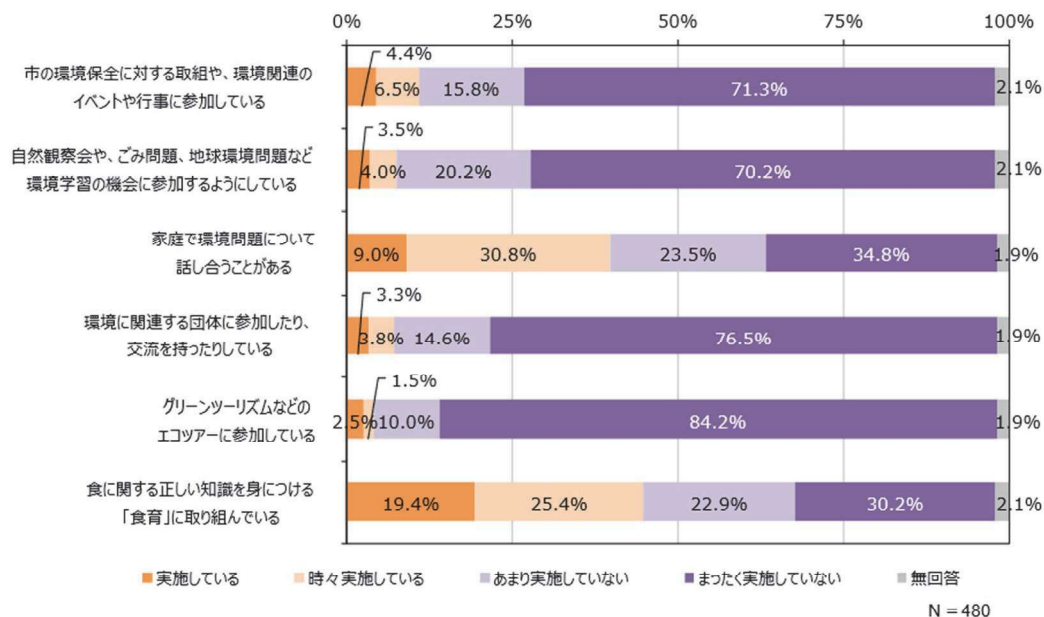
II. 生物多様性の保全・創出

- 「市のきれいな水環境を守ることを意識し、台所や風呂など、日常生活から出る排水に気を配っている」では、「実施している」の回答率が45.6%と最も高く、「時々実施している」と合わせて75%の市民が取り組んでおり、水環境への意識の高さがうかがえる。
- 一方で、「環境保全団体が主催する自然保護活動に参加している」などの時間的な負担がかかる取組については「全く実施していない」の割合が高くなっていった。



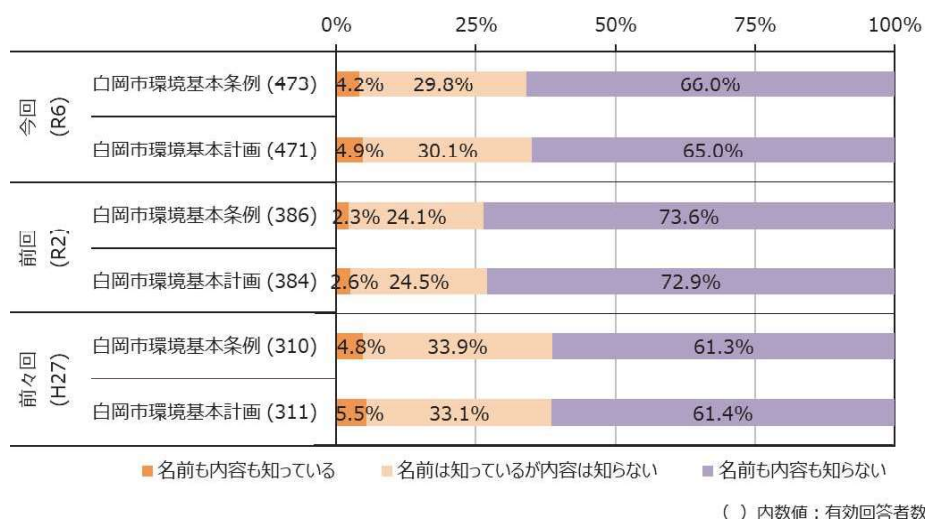
III. 環境を学び行動する市民の増加

- 「食に関する正しい知識を身につける「食育」に取り組んでいる」と「家庭で環境問題について話し合うことがある」を除き、全体的に「全く実施していない」の割合が高く、家庭以外での環境を学ぶ機会の創出が課題となる。



●問 16 白岡市の環境基本条例や環境基本計画の認知度【単独回答】

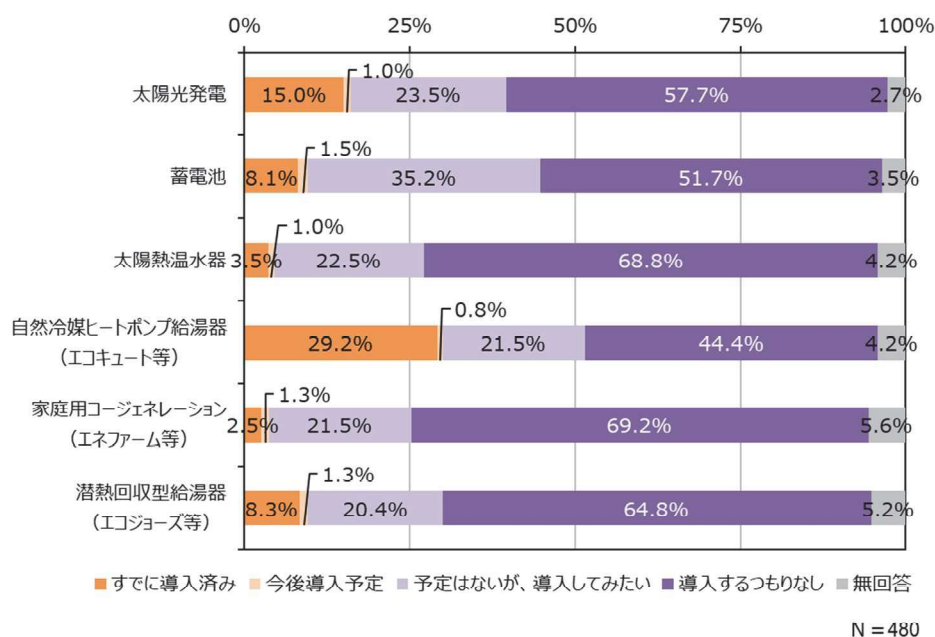
- 環境基本条例、環境基本計画のどちらも、60%以上の市民が「名前も内容も知らない」と回答しており、情報の周知が課題となる。
- 過去3回において認知度に大きな変化は見られなかった。



⑤地球温暖化対策について

●問 18 再エネ設備の導入状況【単独回答】

- 約30%の市民が「自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート等）」を導入しているが、その他の設備の導入率は10%以下となっていた。
- どの設備についても、20%以上の市民が「予定はないが、導入してみたい」と回答しており、この層に補助制度などの周知を行うことが課題となる。

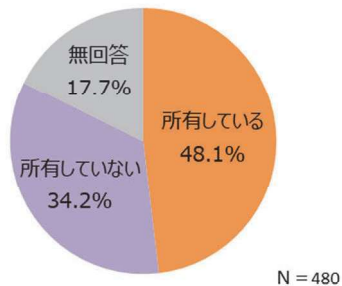


●問 19 次世代自動車（ハイブリッド車、PHV・EV、FCV）への買い替えの意向

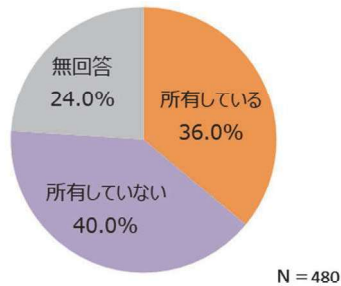
I. 所有状況【単独回答】

- ・ガソリン・ディーゼル車、ハイブリッド車の所有率は比較的高かったが、電気自動車、燃料電池自動車といった次世代自動車の所有率は非常に低くなっていた。
- ・次世代型自動車の普及に向けては、購入補助や、充電・充てんインフラの整備が課題となる。

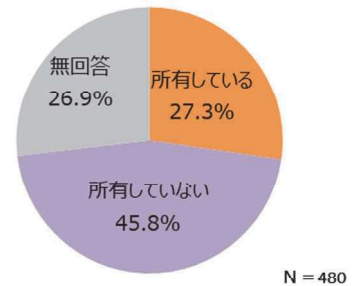
【ガソリン・ディーゼル車（普通）】



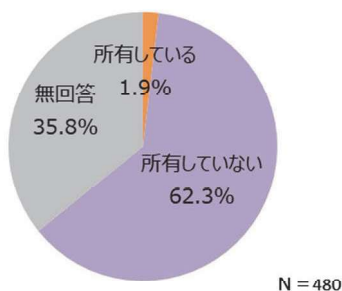
【ガソリン・ディーゼル車（軽）】



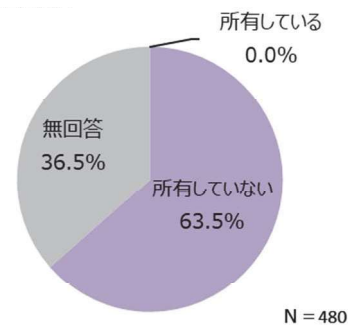
【ハイブリッド車】



【PHV・EV（電気自動車）】

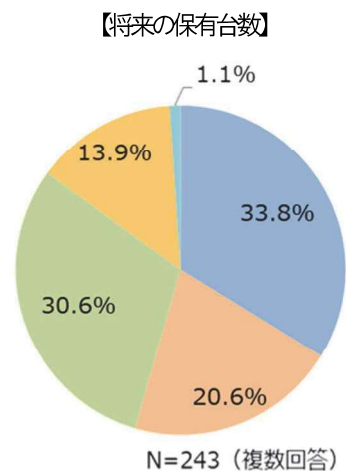
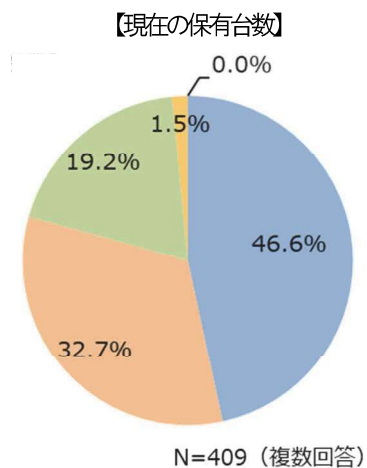


【燃料電池自動車】



II. 現在の保有台数と将来の予定台数【複数回答】

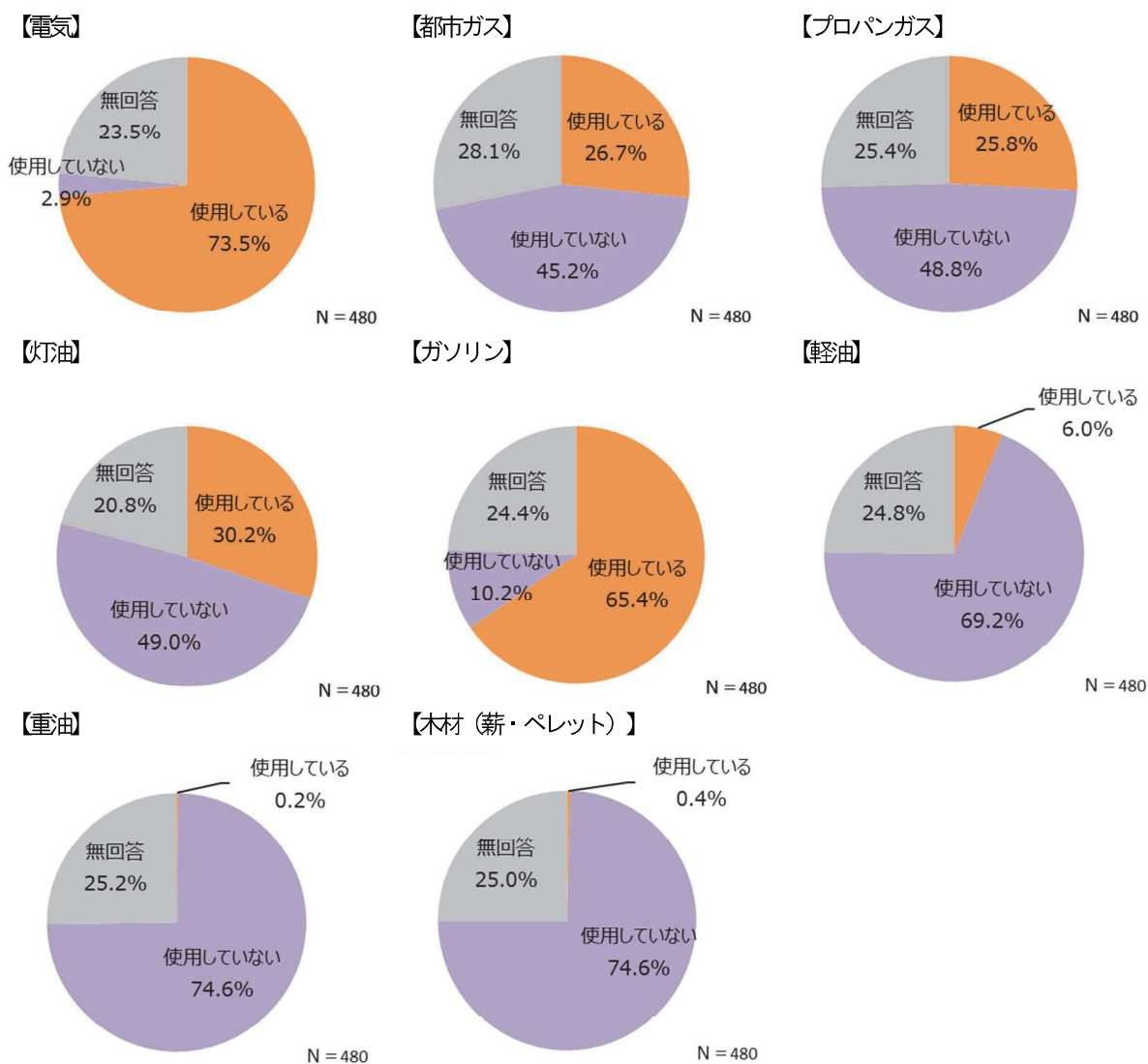
- ・現在の保有台数では約80%がガソリン・ディーゼル車であるのに対し、将来の保有台数ではハイブリッド車、電気自動車、燃料電池自動車の割合が増加しており、これらの次世代自動車への買い替えが進むと推測される。



●問 20 家庭の電気やガス等のエネルギー使用状況【単独回答】

I. 家庭のエネルギー使用状況

- ・電気、ガソリンの使用率が高く、ガスについては市の一部が都市ガスの供給エリアとなっているため、都市ガスの利用者とプロパンガスの利用者が混在していた。



II. エネルギー使用状況

- 電気については関東地方平均よりも使用量が多く、節電の取組強化が課題となる。
- また、エネルギー消費量を GJ 換算すると、関東地方平均よりもガス使用量が少なく、電化が進んでいると推察される。

エネルギー種	白岡市平均	関東地方平均値※1	単位
電気	4,296	3,531	kWh
都市ガス	166	250	m ³
プロパンガス	39	22	m ³
灯油	84	65	L
ガソリン	557	299	L
軽油	21	14	L

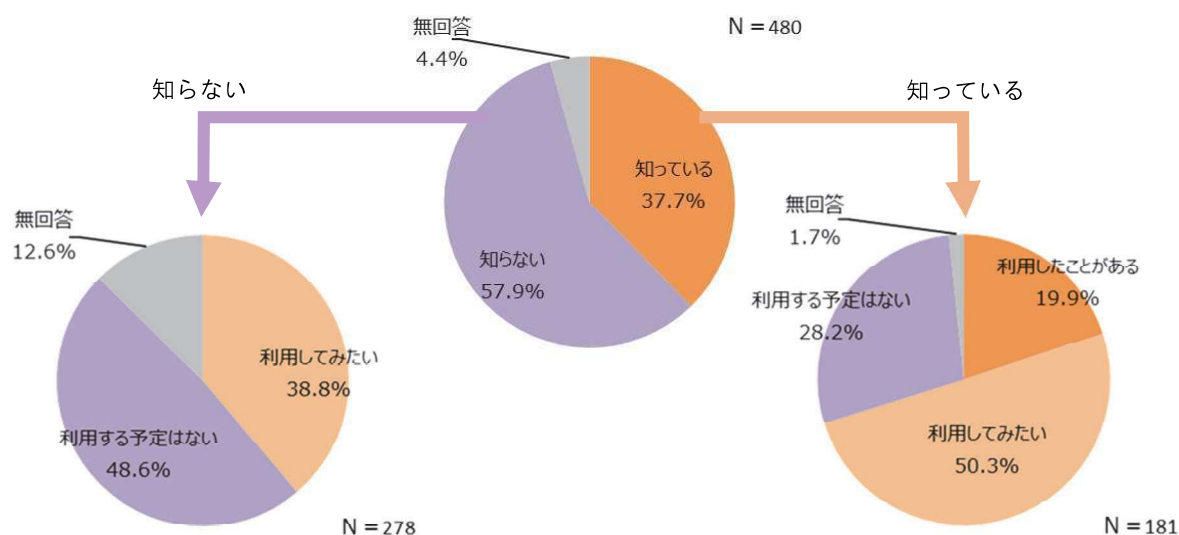


※1：環境省「令和3年度家庭部門のCO2排出実態統計調査 資料編（確報値）」p.39～40

●問 21 市で実施している補助メニューの認知度【単独回答】

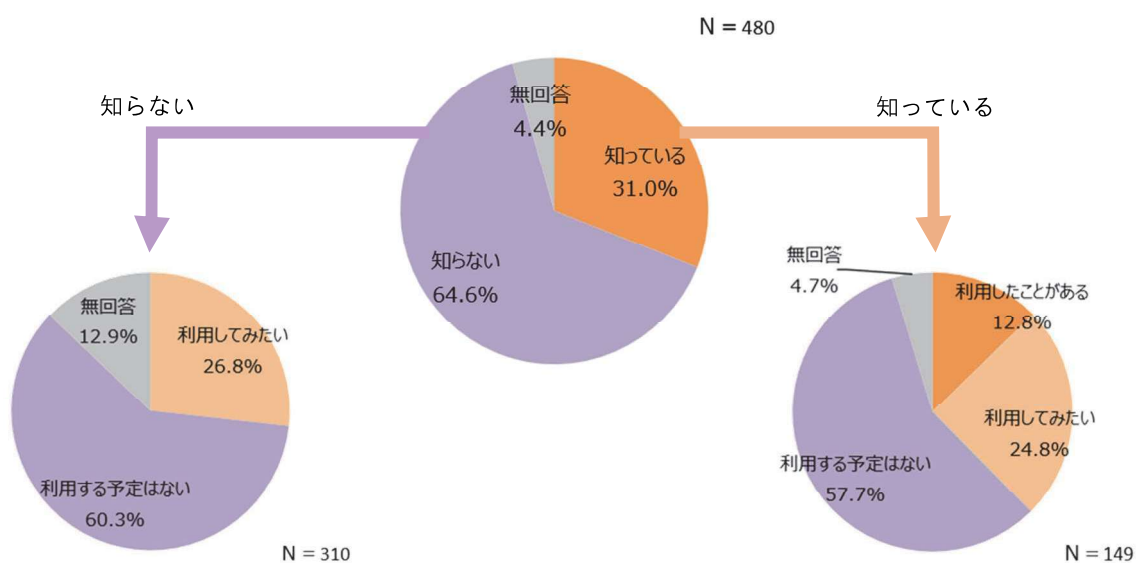
I. 白岡市住宅用創エネ・省エネ機器設置補助金

- ・白岡市住宅用創エネ・省エネ機器設置補助金について「知っている」と回答した割合は37.7%であり、うち、「利用したことがある」と回答した市民は19.9%に当たる36人であった。
- ・「利用してみたい」と回答した市民は、合計で199人であった。



II. 重点対策加速化事業 太陽光発電設備等設置費補助金

- ・重点対策加速化事業の太陽光発電設備等設置費補助金について「知っている」と回答した割合は31.0%であり、うち、「利用したことがある」と回答した市民は12.8%に当たる19人であった。
- ・「利用してみたい」と回答した市民は、合計で120人であった。



2. 環境に関する事業者アンケート調査

(1) 調査概要

■調査対象

調査対象地域	白岡市全域
調査対象	市内に事業所を構える企業・商店等
サンプル数	150 票
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配送・郵送回収+web アンケート方式
調査期間	令和 6 年 7 月 31 日~8 月 23 日
調査結果 (回収数)	55 票 (郵送 : 50+web : 5) /150 票【前回 (R2) : 51 票/150 票】
調査結果 (回収率)	36.6% 【前回 (R2) : 34.0%】

■調査内容 (設問項目)

(1) 属性

業種、事業形態、従業員数

(2) 事業所における環境問題への取組状況について

- 問 1 事業所から出る廃棄物の処理状況
- 問 2 事業所から出る廃棄物のリサイクル実施状況
- 問 3 リサイクルを実施する上での問題点
- 問 4 事業所における省エネルギー化の進捗状況
- 問 5 省エネルギー化を実施する上での問題点
- 問 6 現在、実施している環境保全対策
- 問 7 今後、実施を予定している環境保全対策
- 問 8 SDGs の認識

(3) 事業所の環境保全に対する考え方について

- 問 9 環境保全に対する企業の役割
- 問 10 事業所が環境保全対策を一層進めていくための課題
- 問 11 白岡市の環境を改善していくための今後の姿勢

(4) 環境づくりへの参加や役割について

- 問 12 参加してみたい自主的な環境づくり活動
- 問 13 市民・事業者の連携による自主的な環境づくりに参加したいと思わない理由
- 問 14 市民や事業者が白岡市の環境づくりに参加するために、市が重点的に取り組むべきこと
- 問 15 脱炭素化の取組を推進する上で、市に期待する施策
- 問 16 白岡市の環境を守り改善していくために望ましい役割分担

(5) 市の環境行政の在り方について

- 問 17 環境基本条例及び環境基本計画の認知度
- 問 18 環境基本計画の取組の効果
- 問 19 重点的に取り組むべき環境基本計画の施策

(6) 地球温暖化対策について

- 問 20 省エネ機器や設備の導入状況
- 問 21 再エネ設備の導入状況
- 問 22 次世代自動車 (ハイブリッド車、PHV・EV、FCV) への買い替えの意向
- 問 23 事業所の電気やガス等のエネルギー使用状況

(7) 自由記述

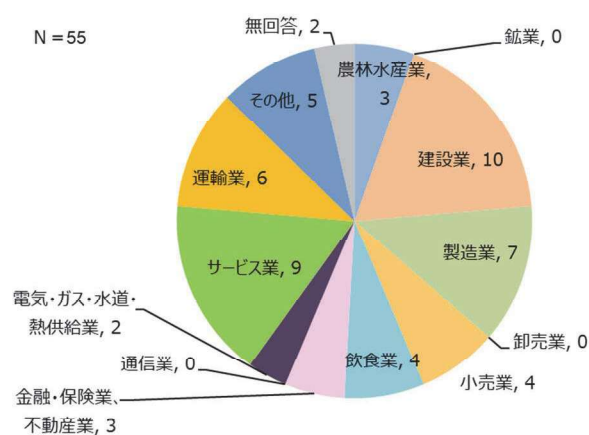
※グラフ、表の値については、四捨五入の関係によりパーセンテージの合計が 100%にならない場合がある。

(2) 集計結果

①属性

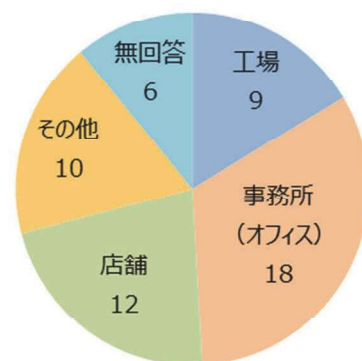
●業種【単独回答】

- 回答事業者は建設業が 10 事業者と最も多く、サービス業が 9 事業者、製造業が 7 事業者となった。
- 鉱業、卸売業、通信業からは回答を得ることができなかった。



●事業形態【単独回答】

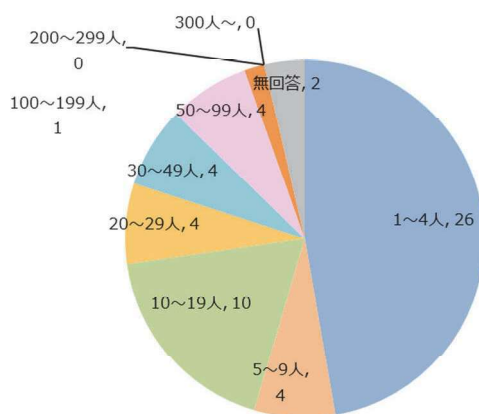
- 業態別では、事務所が最も多く 18 事業者、次いで店舗が 12 事業者、工場が 9 事業者となった。
- その他としては、自宅事業所や保育園、スポーツ施設が挙げられた。



N = 55

●従業員数【単独回答】

- 従業員数では、5 人未満の零細企業が 26 事業者と約 50%を占めており、次いで 10 人以上 20 人未満が 10 事業者となった。
- 200 人以上の事業者からは回答を得ることができなかった。



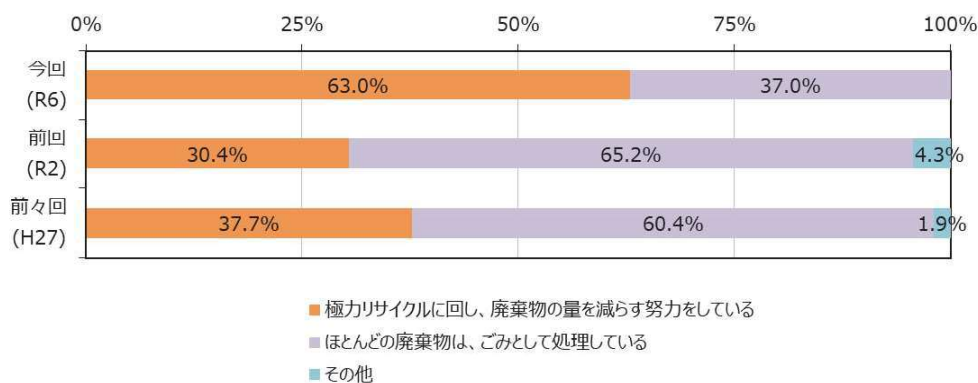
N = 55

②事業所における環境問題への取組状況について

●問 1 事業所から出る廃棄物の処理状況【単独回答】

- 63.0%の事業者が「極力リサイクルに回し、廃棄物の量を減らす努力をしている」と回答した。
- 前回、前々回と比較すると、「極力リサイクルに回し、廃棄物の量を減らす努力をしている」と回答した事業者が大きく増加した。

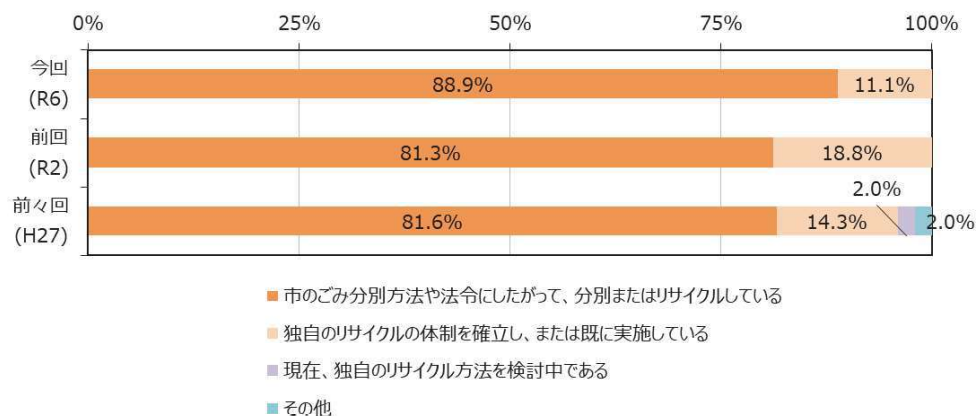
※経年比較の場合は、無回答を除いた比率で表示している。(以降同様)



有効回答者数：今回54 前回46 前々回53

●問 2 事業所から出る廃棄物のリサイクル実施状況【単独回答】

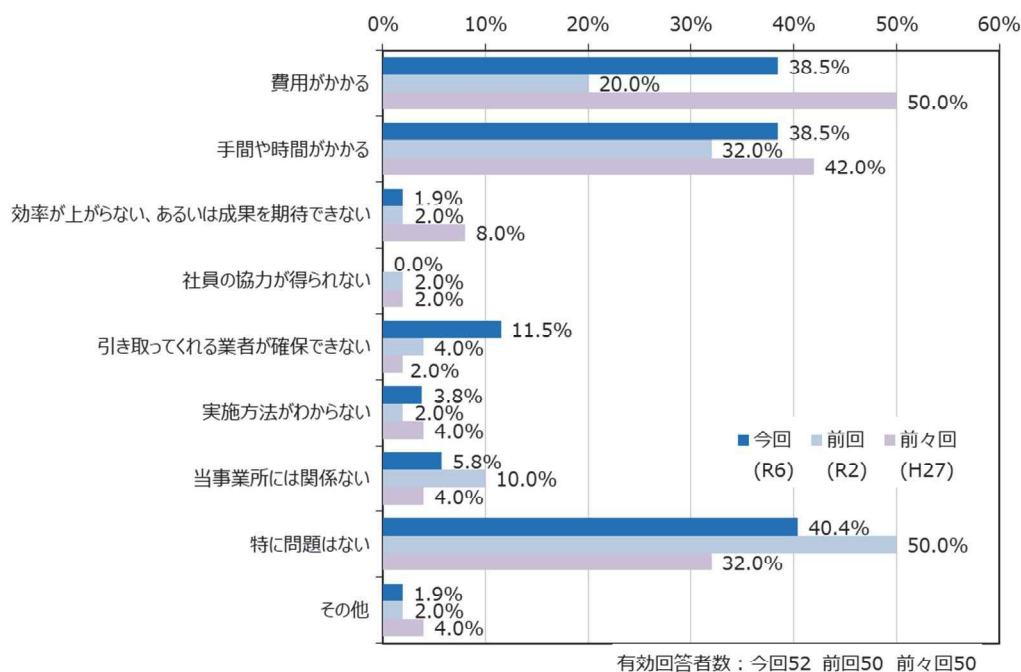
- 前回と同様に、全ての事業者が何らかのリサイクル体制を構築している。



有効回答者数：今回54 前回48 前々回49

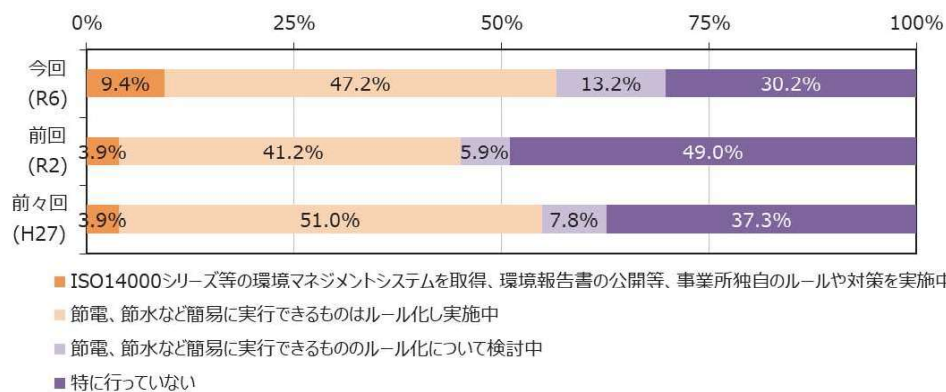
●問3 リサイクルを実施する上での問題点【複数回答】

- ・リサイクルを実施する上での問題点は、40.4%の事業者が「特に問題はない」と回答したが、問題点としては「費用が掛かる」、「手間や時間がかかる」が多く挙げられていた。
- ・前回から「特に問題はない」が減少し、「費用が掛かる」、「手間や時間がかかる」が増加した。



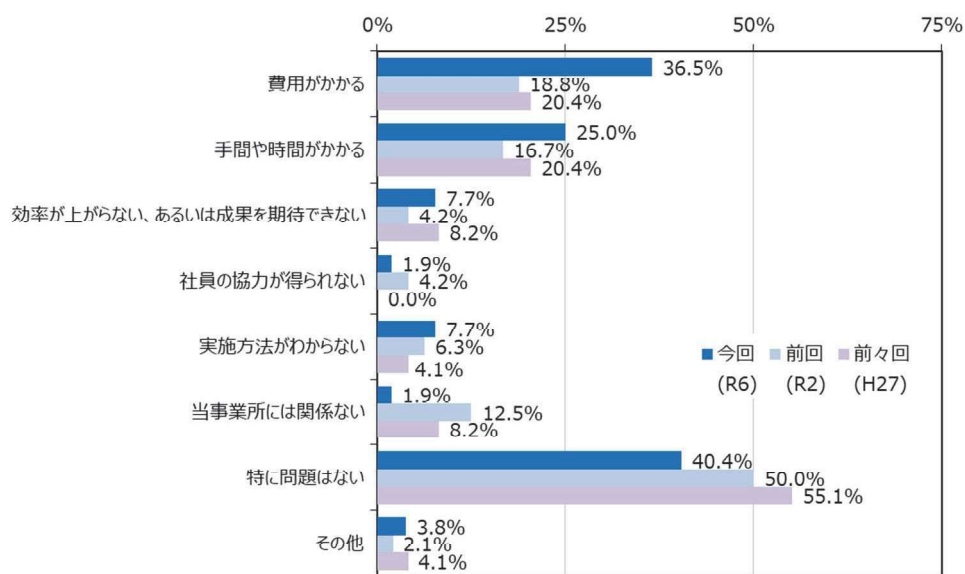
●問4 事業所における省エネルギー化の進捗状況【単独回答】

- ・9.4%の事業者が「ISO14000 シリーズ等の環境マネジメントシステムを取得、環境報告書の公開等、事業所独自のルールや対策を実施中」と回答した。
- ・また、47.2%の事業者が「節水や節電などをルール化し実施中」と回答した。
- ・前回から「ISO14000 シリーズ等の環境マネジメントシステムを取得、環境報告書の公開等、事業所独自のルールや対策を実施中」と回答した事業者が増加したが、事業者全体に占める割合は少ない。



●問5 省エネルギー化を実施する上での問題点【複数回答】

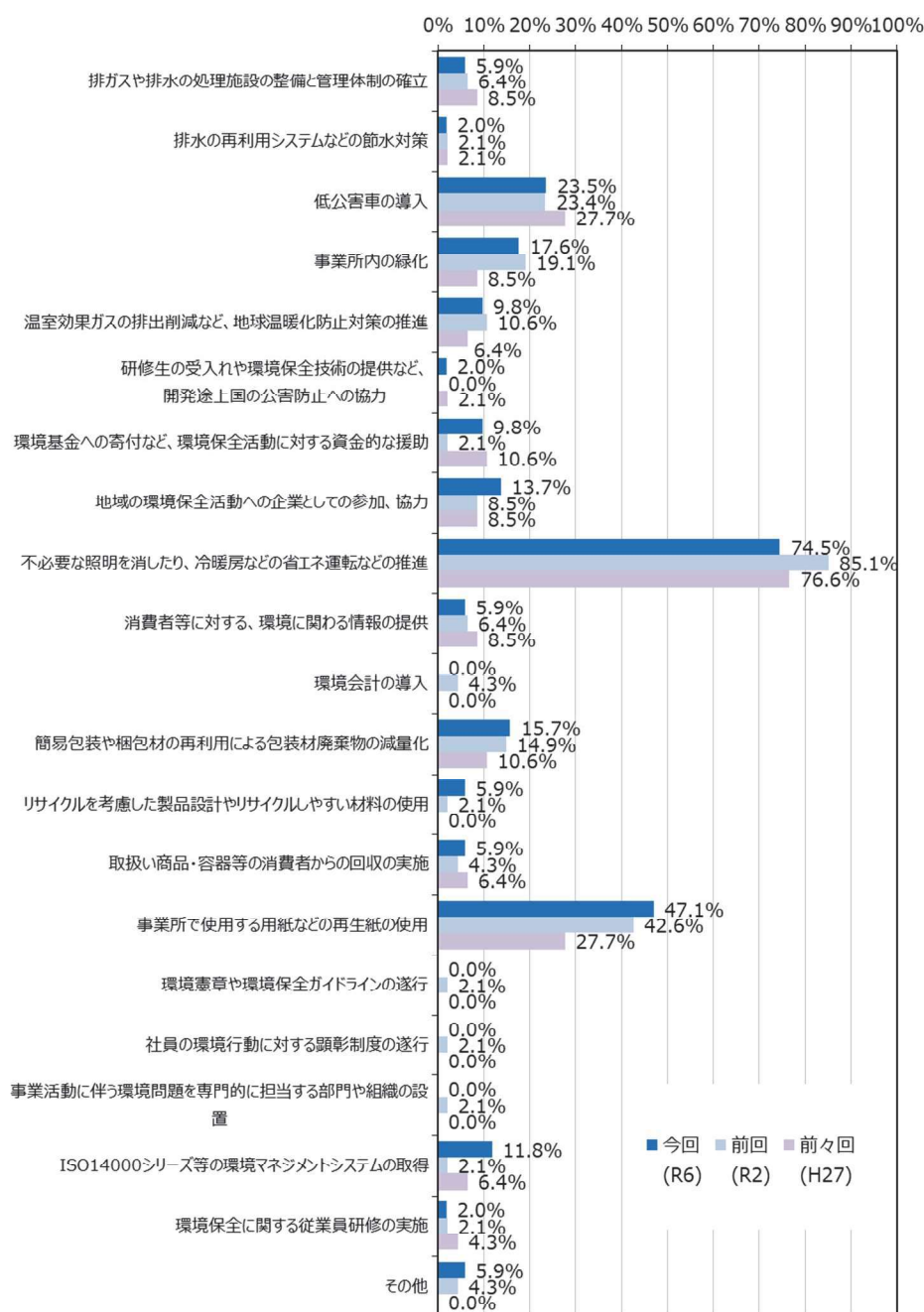
- ・省エネルギーを実施する上での問題点は、40.4%の事業者が「特に問題はない」と回答しているが、「費用が掛かる」、「手間や時間がかかる」ことが問題点となっている。
- ・前回から「特に問題はない」が減少し、「費用が掛かる」、「手間や時間がかかる」が増加した。



有効回答者数：今回52 前回48 前々回49

●問6 現在、実施している環境保全対策【複数回答】

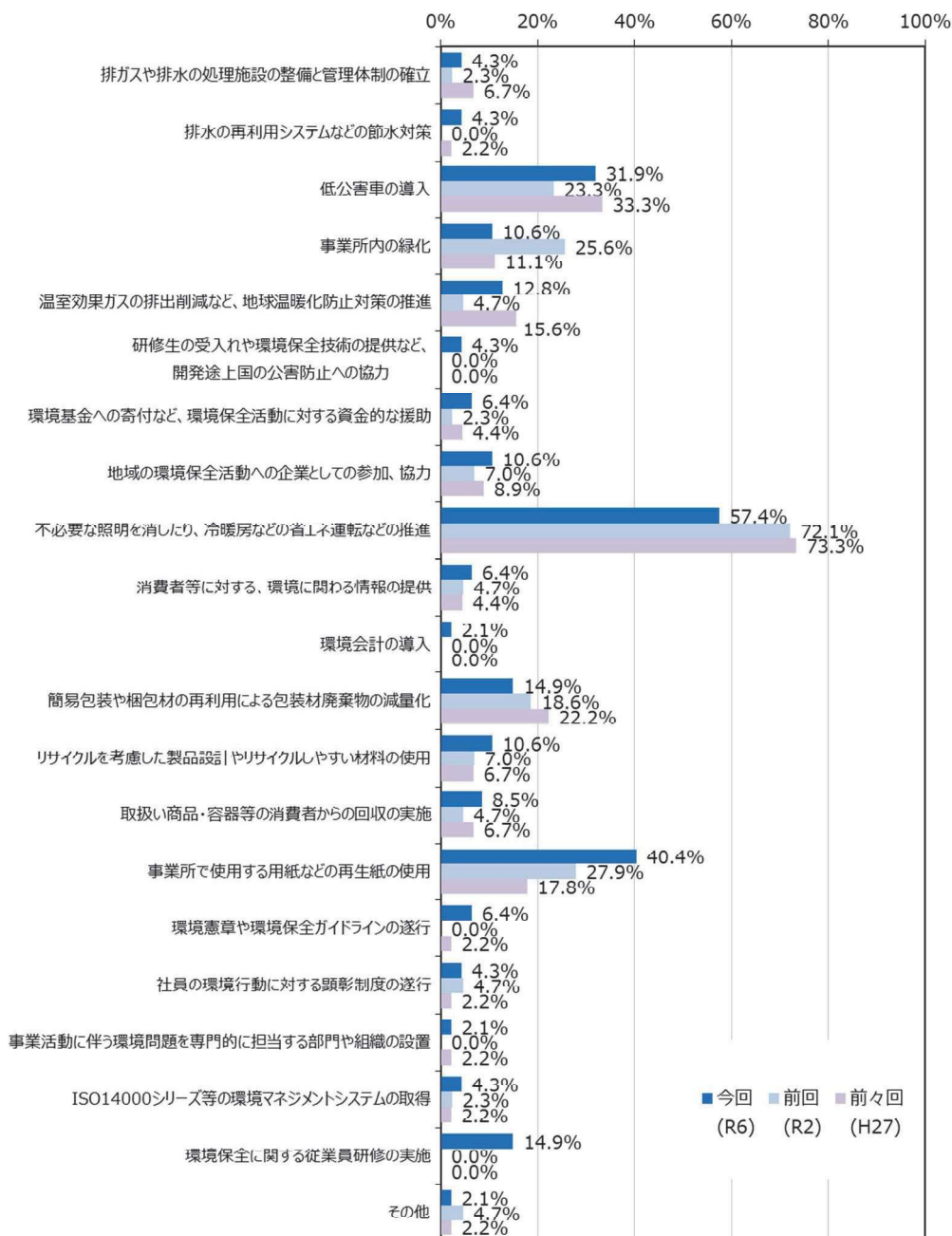
- ・「 unnecessary照明を消したり、冷暖房などの省エネ運転などの推進」が74.5%と最も多く、次いで「事業所で使用する用紙などの再生紙の使用」が47.1%となっており、ハードルが低い取組が多くの中事業者で行われていた。
- ・一方で、「環境会計の導入」、「環境憲章や環境保全ガイドラインの遂行」、「事業活動に伴う環境問題を専門的に担当する部門や組織の設置」などの専門知識が必要な取組を行っている事業者は見られなかった。
- ・「事業所で使用する用紙などの再生紙の使用」に取り組む事業者が増加し、「ISO14000シリーズ等の環境マネジメントシステムの取得」については大幅に増加した。



有効回答者数：今回51 前回47 前々回47

●問7 現在、実施している環境保全対策【複数回答】

- ・問6と同様に、「不必要な照明を消したり、冷暖房などの省エネ運転などの推進」や、「事業所で使用する用紙などの再生紙の使用」などハードルが低い取組が多くなっていた。
- ・また、「環境会計の導入」、「環境憲章や環境保全ガイドラインの遂行」、「事業活動に伴う環境問題を専門的に担当する部門や組織の設置」などの専門知識が必要な取組を予定している事業者は少なく、行政の支援や事業者間でのノウハウの共有が期待される。
- ・「事業所で使用する用紙などの再生紙の使用」や、「環境保全に関する従業員研修の実施」を行う事業者は増加したが、「低公害車の導入」と回答した事業者に関しては、前々回と比較して増加しておらず、より導入促進を行うには補助金の適用が考えられる。

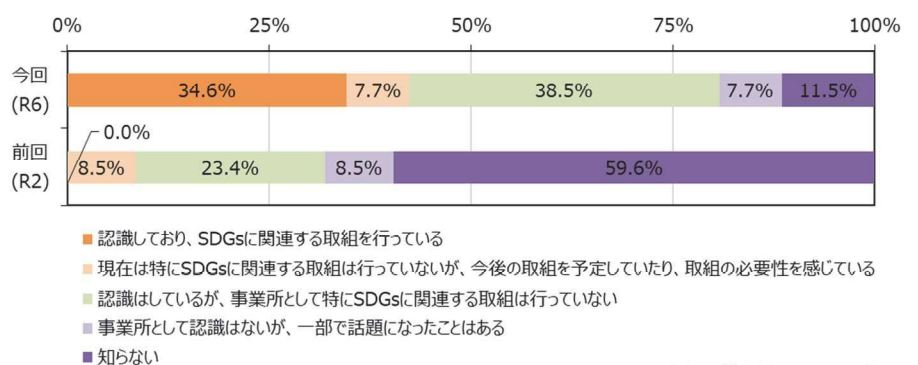


有効回答者数：今回47 前回43 前々回45

●問8 SDGsの認知度【単独回答】

- ・34.6%の事業者が「認識しており、SDGsに関連する取組を行っている」と回答しており、何らかのSDGsに関する取組を実施していた。
- ・一方で38.5%の事業者が、「認知しているが特にSDGsに関する取組は行っていない」と回答しており、環境経営やそのメリットなどの普及啓発が課題となる。
- ・前は「認識しており、SDGsに関連する取組を行っている」と回答した事業者はいなかったが、今回は約35%の事業者が回答しており、取組を行う事業者が急速に増加している。

※前々回は未実施

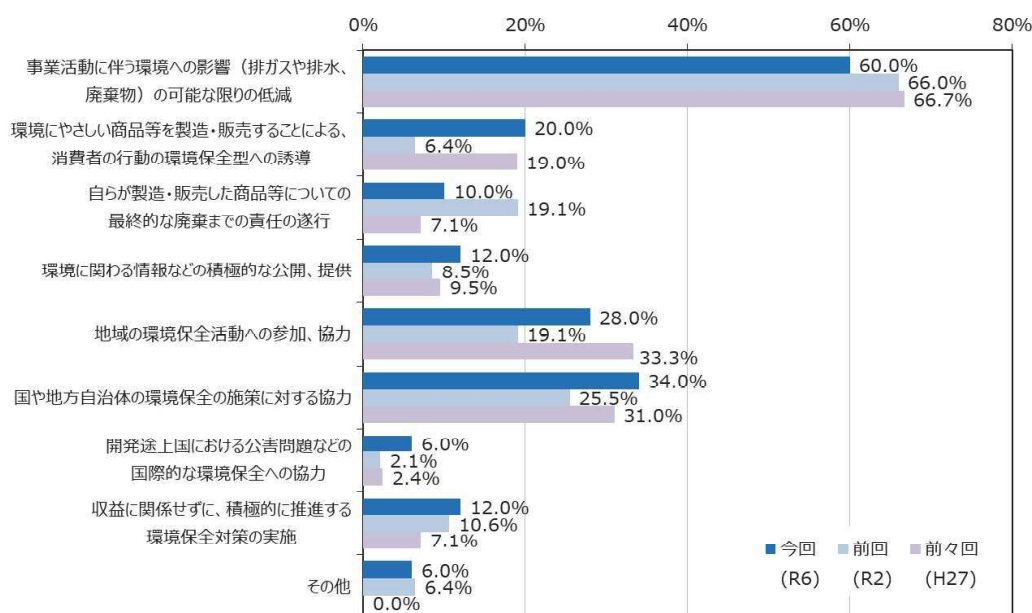


有効回答者数：今回52 前回47

③事業所の環境保全に対する考え方について

●問9 環境保全に対する企業の役割【複数回答】

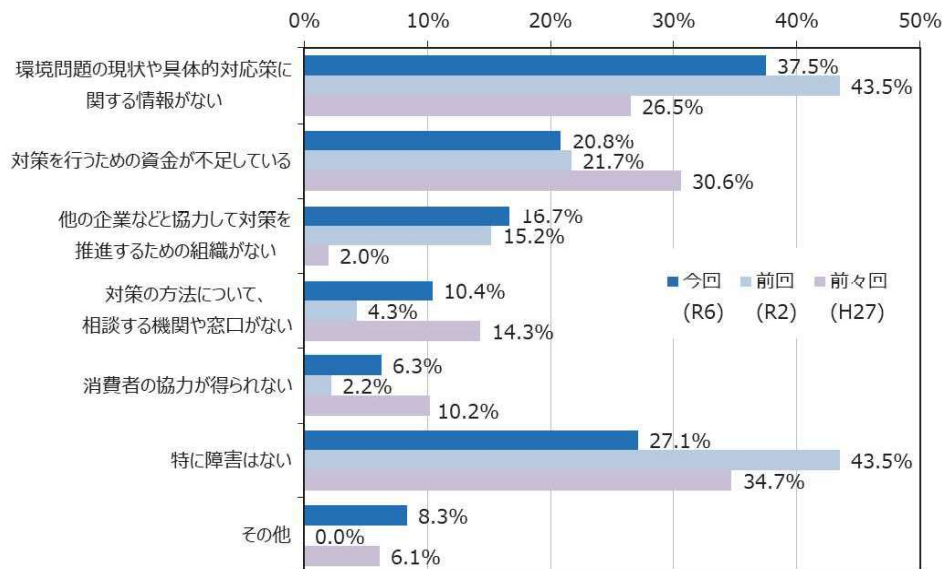
- ・「事業活動に伴う環境への影響(排ガスや排水、廃棄物)の可能な限りの低減」について60.0%の事業者が企業の役割と認識している。
- ・「収益に関係せず、積極的に環境保全対策の実施」と回答した事業者が年々増加しており、環境問題の自分事化が事業者に広がっている。



有効回答者数：今回50 前回47 前々回42

●問 10 事業所が環境保全対策を一層進めていくための課題【単独回答】

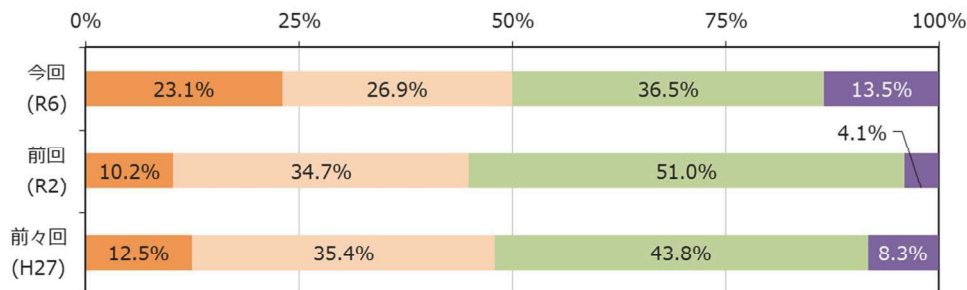
- 「環境問題の現状や具体的対応策に関する情報がない」と回答している事業者が37.5%と最も多く、「対策を行うための資金が不足している」と回答している事業者もある程度存在しており、これらのギャップを行政が支援していくことが求められている。
- 前回と比較し、「特に障害はない」と回答する事業者が大幅に減少した。



有効回答者数：今回48 前回46 前々回49

●問 11 白岡市の環境を改善していくための今後の姿勢【単独回答】

- 23.1%の事業者が、「金銭的な負担や規制が増えたり不自由さを感じるようになったりしてもかまわない」と回答したが、残りの事業者は金銭的な負担が増えることに抵抗感を示している。
- 「金銭的な負担や規制が増えたり不自由さを感じるようになったりしてもかまわない」と回答している事業者が増加しているが、「金銭的な負担や規制が増えたり不自由さを感じるなら今の環境のままで構わない」という否定的な意見も増加しており、二極化が進んでいる。



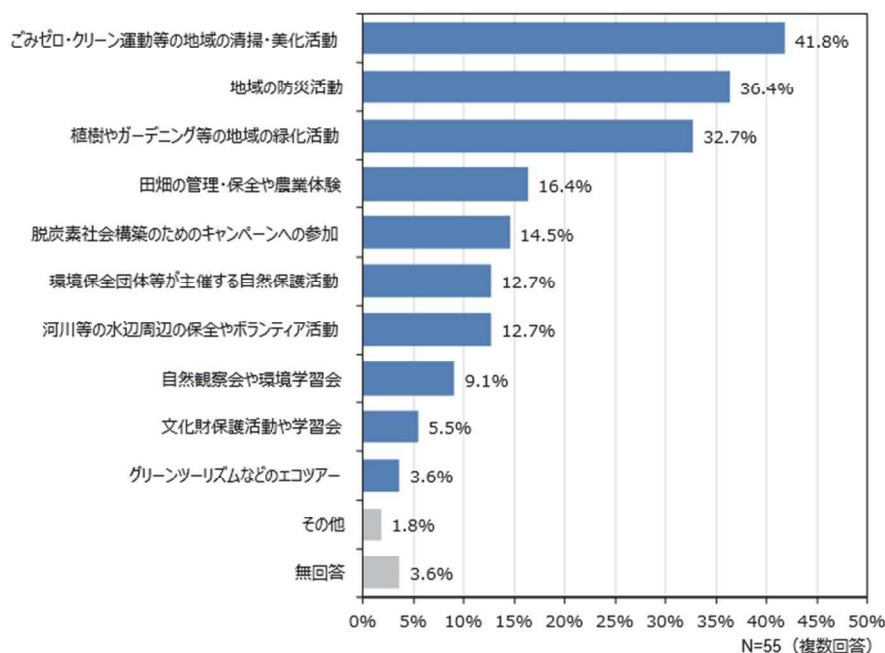
- 今回の環境を改善できるなら、金銭的な負担、規制などが多少増えたり、不自由さを感じるようになってかまわない
- 規制などにより不自由さを感じることはかまわないが、今の環境を改善するために金銭的な負担などが多少でも増えることには抵抗がある
- 今の規制の範囲で、環境の改善を進めるべきである
- 金銭的な負担、規制などが多少増えたり、不自由さを感じるようになるくらいなら、今の環境でもかまわない

有効回答者数：今回52 前回49 前々回48

④環境づくりへの参加について

●問 12 参加してみたい自主的な環境づくり活動【単独回答】

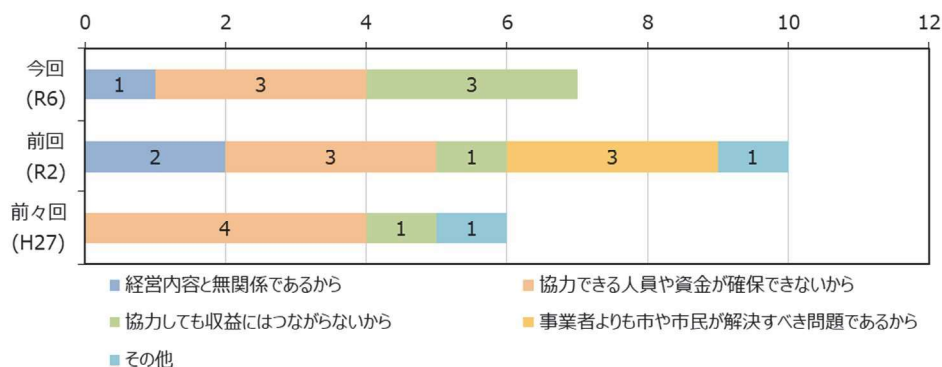
- ・市民と同様に、「ごみゼロ・クリーン運動等の地域の清掃・美化活動」、「地域の防災活動」、「植樹やガーデニング等の地域の緑化活動」といった地域に関連した環境づくり活動が求められている傾向が得られた。
- ・地域の市民のみならず、事業者を交えた環境づくり活動が求められている。



●問 13 市民・事業者の連携による自主的な環境づくりに参加したいと思わない理由【単独回答】

※問 12 で「参加したいと思わない」と回答した場合のみ

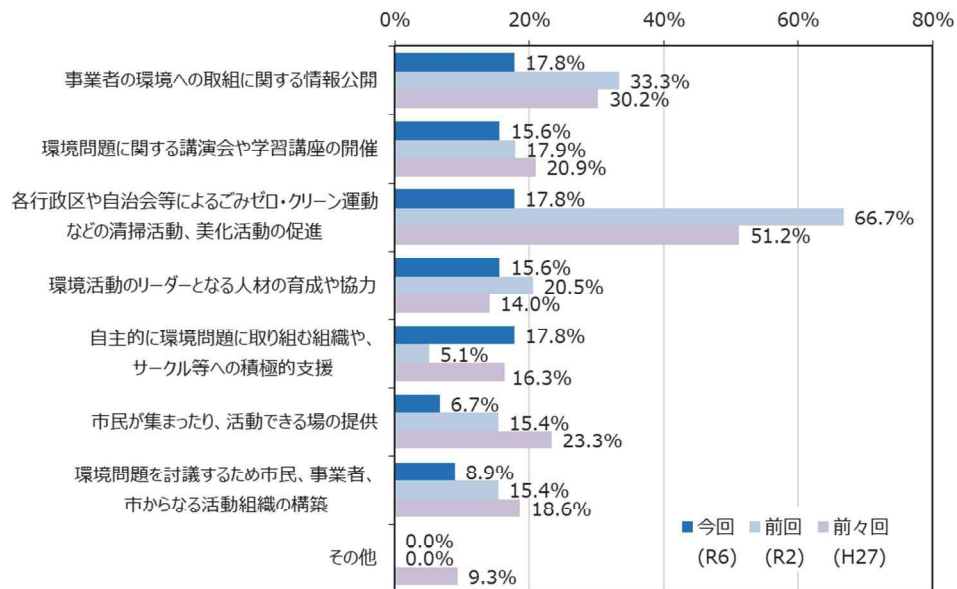
- ・参加したくない理由については、約 60%の事業者が経営内容との関係や収益につながらないことを理由としていた。
- ・「参加したくない」と回答した事業者数が少ないため、参加したくない理由は年によって異なるが、人員や資金の確保が主な課題と考えられる。



有効回答者数：今回7 前回10 前々回6

●問 14 市民や事業者が白岡市の環境づくりに参加するために、市が重点的に取り組むべきこと【単独回答】

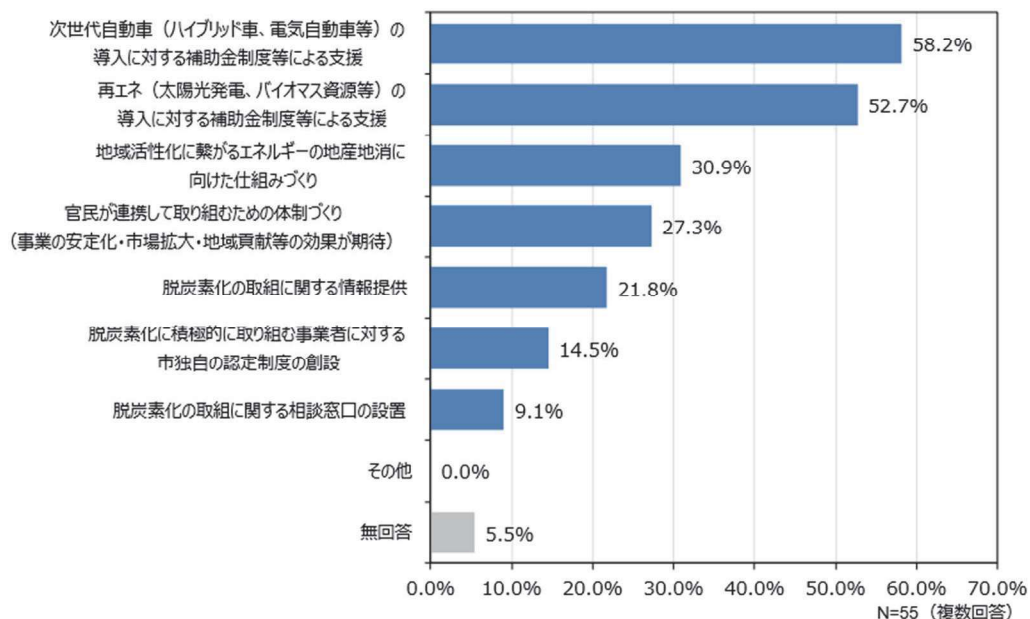
- どの選択肢も一定以上の要望があり、情報公開や支援事業等を幅広く取り組んでいくことが求められている。
- 「各行政区や自治会等によるごみゼロ・クリーン運動などの清掃活動、美化活動の促進」については、前回から大幅に減少した。



有効回答者数：今回45 前回39 前々回43

●問 15 脱炭素化の取組を推進する上で、市に期待する施策【複数回答（3つまで）】

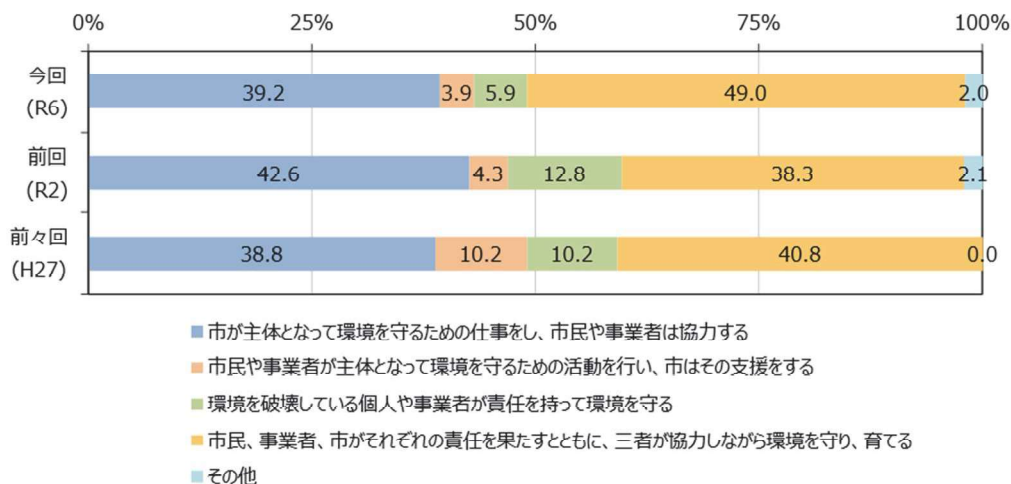
- 市民と同様に、「次世代自動車（ハイブリッド車、電気自動車等）の導入に対する補助金制度等による支援」、「再エネ（太陽光発電、バイオマス資源等）の導入に対する補助金制度等による支援」といった補助制度の導入が期待されている。



N=55（複数回答）

●問 16 白岡市の環境を守り改善していくために望ましい役割分担【単独回答】

- ・49.0%の事業者が「市民、事業者、市がそれぞれの責任を果たすとともに、三者が協力しながら環境を守り、育てる」と回答した。
- ・また、「市が主体となって環境を守るための仕事をし、事業者と市民は協力する」も多くなっており、環境を守り改善していく上で三者の協力が重要となる。
- ・過去3回とも、三者の協力が求められており、各主体が取り組んでいく必要があるとの認識が広がっていることが伺える。

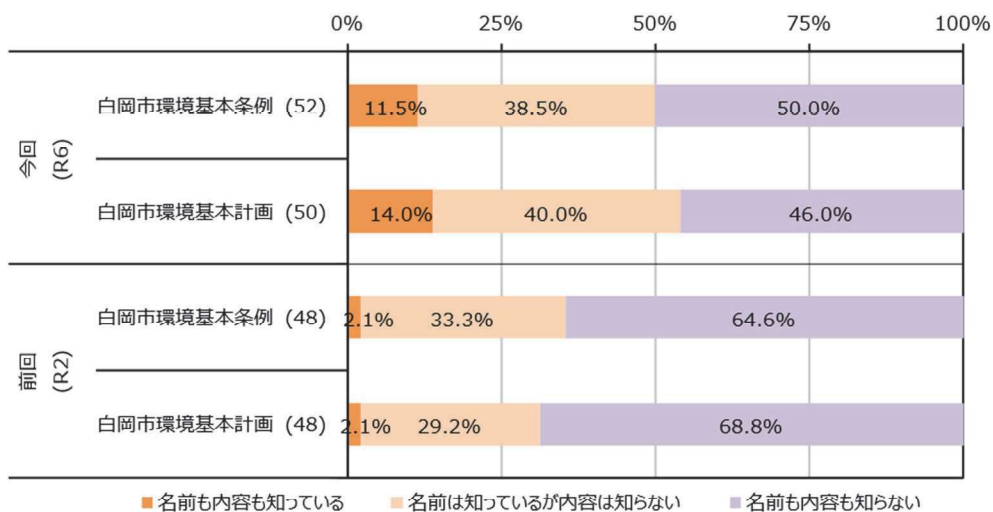


有効回答者数：今回 51 前回 47 前々回 49

⑤市の環境行政の在り方について

●問 17 白岡市の環境基本条例や環境基本計画の認知度【単独回答】

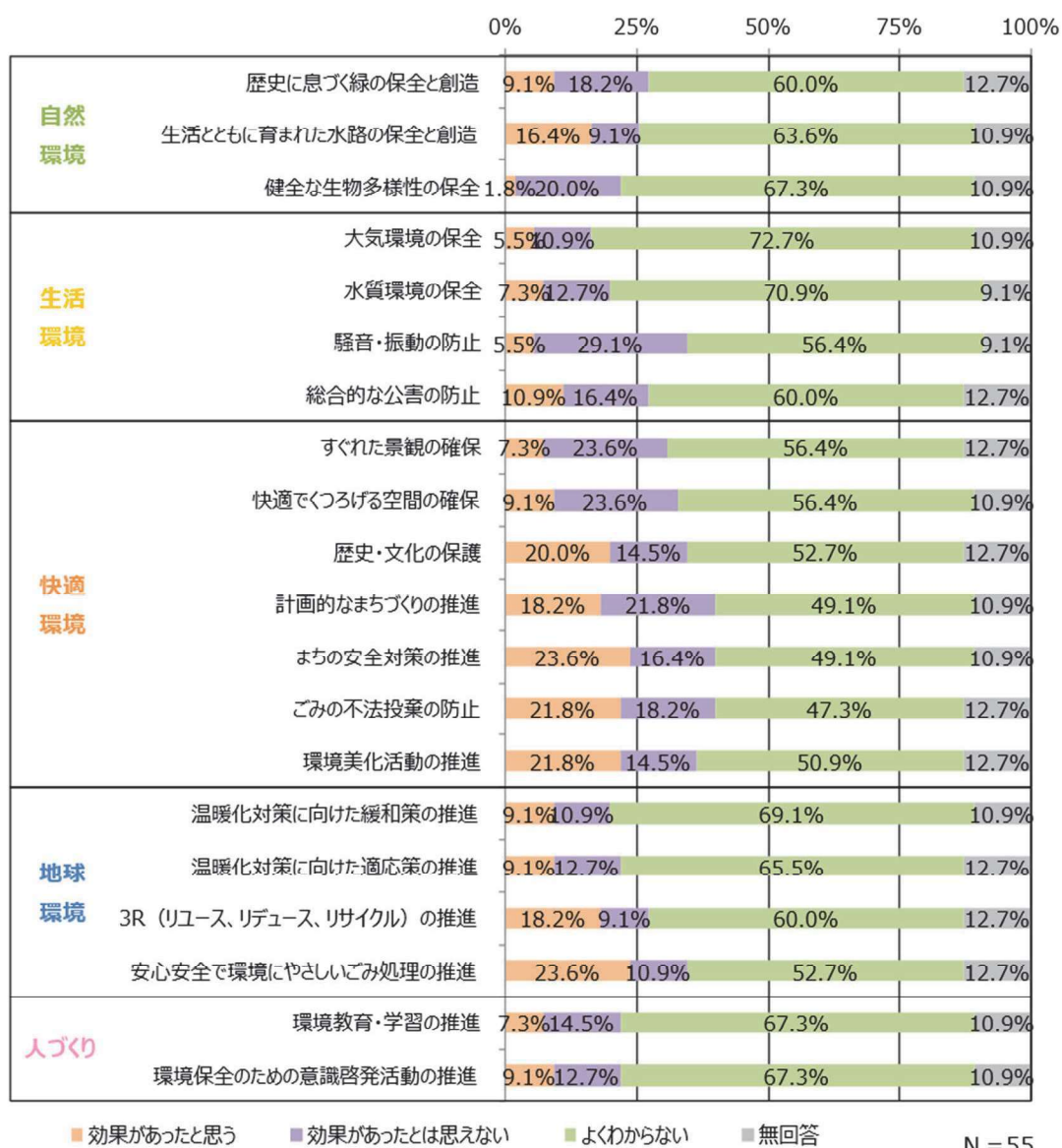
- ・市民アンケートと比較し、「名前知っているが内容は知らない」と回答した事業者の割合が高いが、「名前も内容も知っている」は市民と同程度であり、施策等の具体的な内容に関する情報発信が課題となる。
- ・前回と比較し、「名前も内容も知っている」と回答した事業者の割合が増加している。



() 内数値：有効回答者数

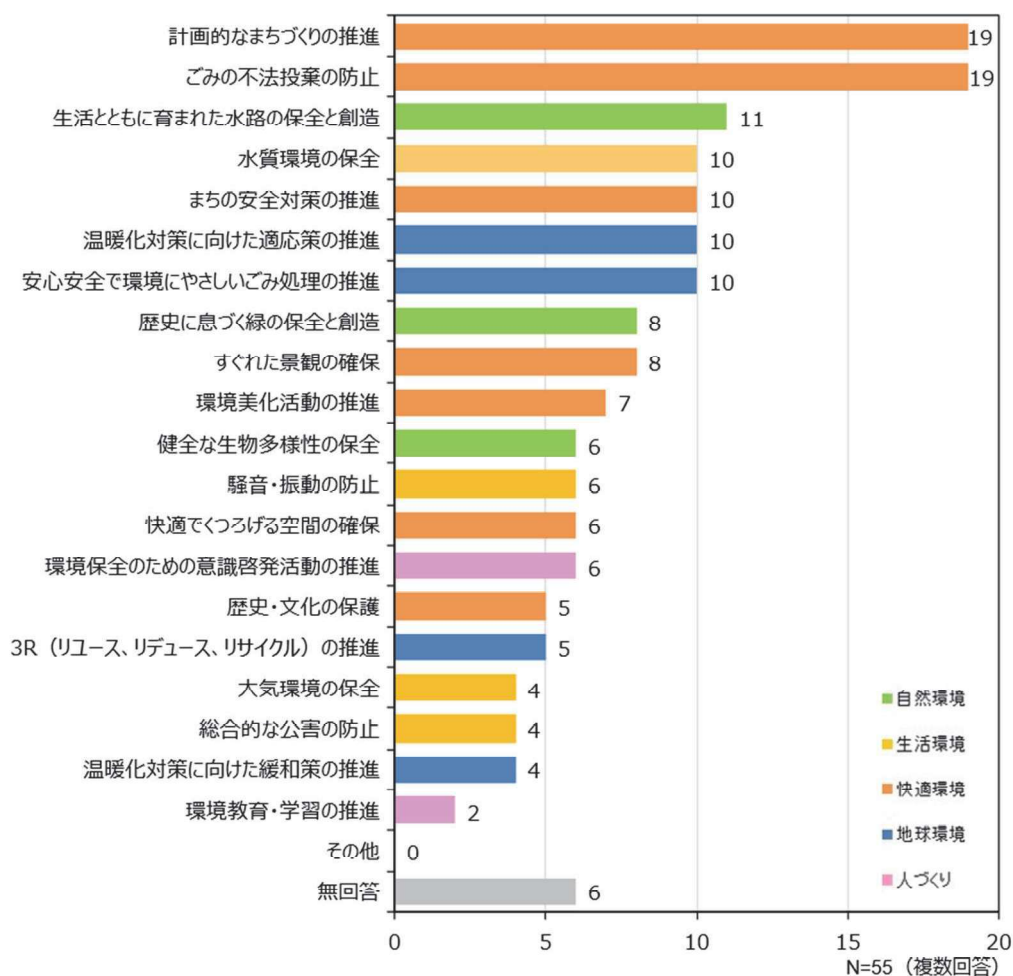
●問 18 環境基本計画の取組の効果【単独回答】

- ほとんどの項目で「よくわからない」が50%近く占めており、施策の効果に関する情報の周知が課題となる。
- 「3R（リユース、リデュース、リサイクル）の推進」、「まちの安全対策の推進」、「歴史・文化の保護」、「環境美化活動の推進」に関しては、「効果があったと思う」と回答した割合が、「効果があったとは思えない」よりも高かった。
- 一方、「騒音・振動の防止」、「すぐれた景観の確保」、「健全な生物多様性の保全」、「快適でくつろげる空間の確保」については「効果があったとは思えない」と回答した割合の方が「効果があったと思う」と回答した割合より15%以上多い。



●問 19 重点的に取り組むべき環境基本計画の施策【複数回答（3つまで）】

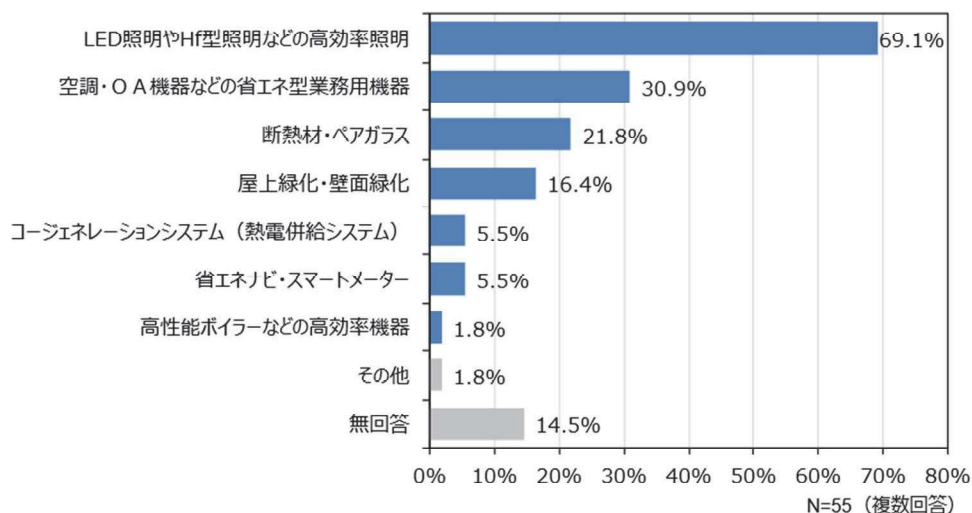
- ・「計画的なまちづくりの推進」が最も多く、次いで「ごみの不法投棄の防止」、「生活とともに育まれた水路の保全と創造」となった。
- ・市民と同様に上位には快適環境や水環境に関する施策が多いが、「温暖化に向けた緩和策の推進」や「安心安全で環境にやさしいごみ処理の推進」といった事業継続に関わる地球環境に関心が高い。
- ・一方で、緩和策や大気環境の保全、人づくりに関する施策について下位となっており、これらの分野に関する施策の周知や事業者の関心の向上が課題となる。



⑥地球温暖化対策について

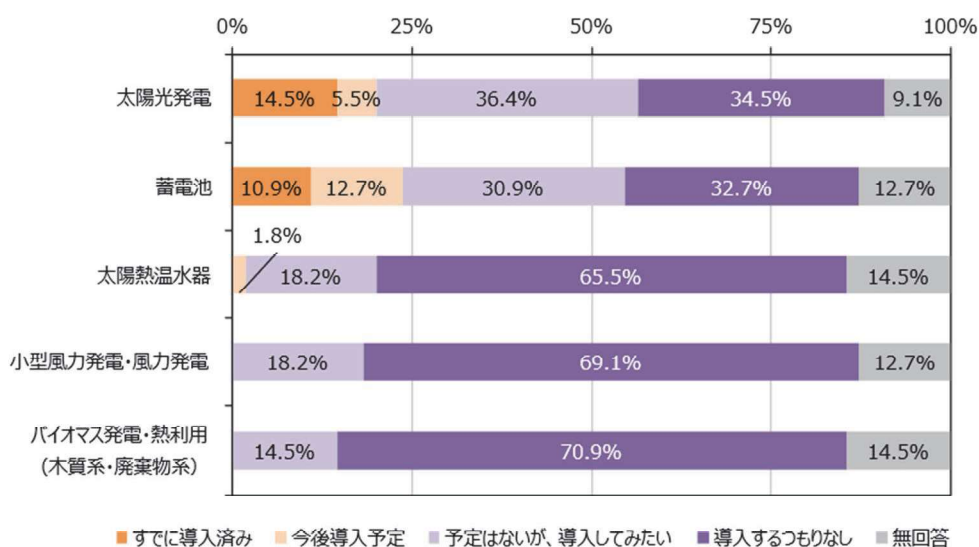
●問 20 省エネ機器や設備の導入状況【複数回答】

- ・「LED照明やHf型照明などの高効率照明」は69.1%、「空調・OA機器などの省エネ型業務用機器」は30.9%の事業者が設置している。
- ・また、「高性能ボイラーなどの高効率機器」や「コージェネレーション（熱電併給システム）」といったエネルギー消費量の多い業種業態向けの設備も少ないながらも導入されている。



●問 21 再エネ設備の導入状況【単独回答】

- ・14.5%の事業者が太陽光発電を、10.9%の事業者が蓄電池を導入していたが、その他の設備の導入率は0%となっていた。
- ・太陽光発電、蓄電池は30.9%の事業者が導入検討の意思を示しており、この層に補助制度などの周知を行うことが課題となる。



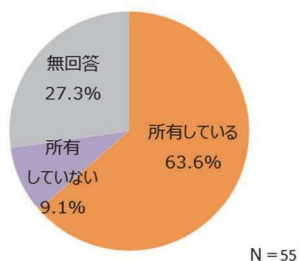
N = 55

●問 22 次世代自動車（ハイブリッド車、PHV・EV、FCV）への買い替えの意向

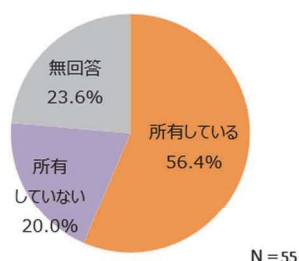
I. 所有状況【単独回答】

- ・ガソリン・ディーゼル車、ハイブリッド車の所有率は比較的高いが、産業用次世代自動車の普及の遅れもあり、電気自動車、燃料電池自動車などの次世代自動車の所有率は非常に低い。

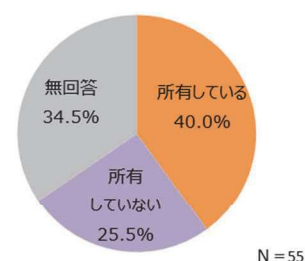
【ガソリン・ディーゼル車（普通）】



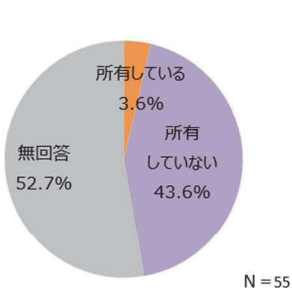
【ガソリン・ディーゼル車（軽）】



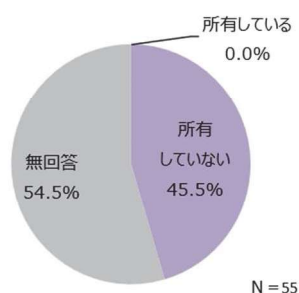
【ハイブリッド車】



【PHV・EV（電気自動車）】



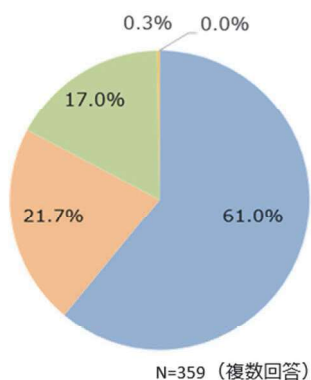
【燃料電池自動車】



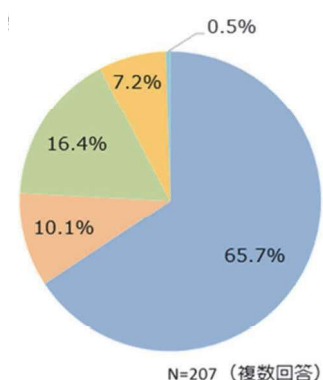
II. 現在の保有台数と将来の予定台数【複数回答】

- ・現在の保有台数では約80%がガソリン・ディーゼル車であるのに対し、将来の保有台数ではハイブリッド車、電気自動車、燃料電池自動車の割合が増加しており、これらの次世代自動車への買い替えが進むと推測される。

【現在の保有台数】



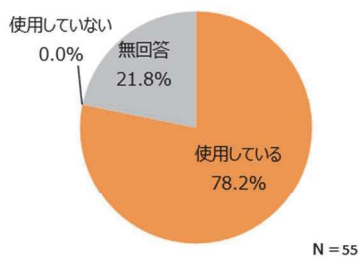
【将来の保有台数】



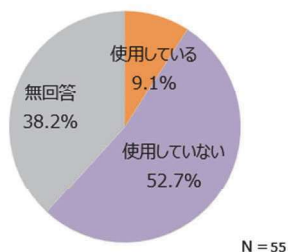
●問 23 事業所の電気やガス等のエネルギー使用状況【単独回答】

- ・電気、ガソリンの使用率が高く、ガスについては市の一部が都市ガスの供給エリアとなっているため、都市ガスの利用者とプロパンガスの利用者が混在している。
- ・また、灯油の利用者も 30% 近く存在している。

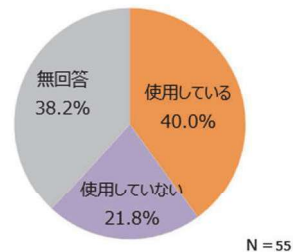
【電気】



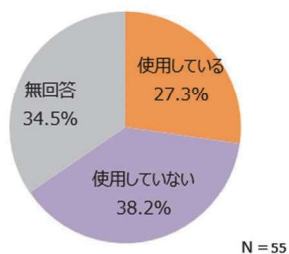
【都市ガス】



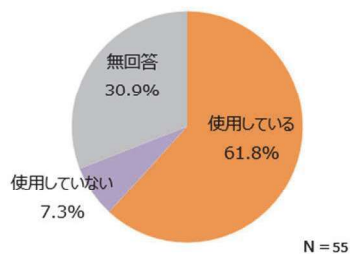
【プロパンガス】



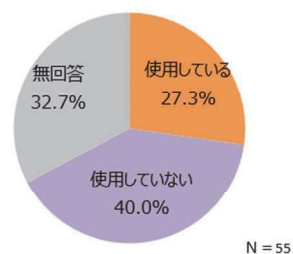
【灯油】



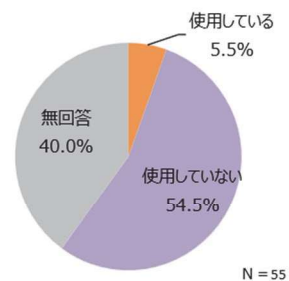
【ガソリン】



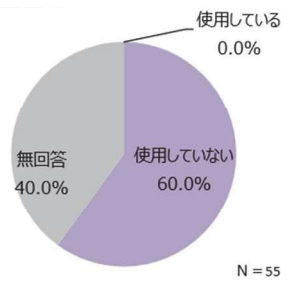
【軽油】



【重油】



【木材（薪・ペレット）】



資料6. 白岡市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に当たっての環境への配慮の優先（第7条）

第2節 環境基本計画（第8条・第9条）

第3節 市が講ずる環境の保全及び創造の施策等（第10条—第23条）

第4節 国及び埼玉県その他の地方公共団体との協力（第24条）

第5節 地球環境の保全及び国際協力（第25条）

第3章 環境審議会（第26条—第33条）

第4章 補則（第34条）

附則

私たちが暮らす白岡市は、遠くまで見渡せる広い空と元荒川、見沼代用水、隼人堀川、柴山沼などの水辺、屋敷林、社寺林、里山などの樹林、水田、梨園などの田園が織りなす自然環境に恵まれたまちである。

このような豊かな自然環境のもと、私たちは、生命を育み、歴史と伝統を築き、潤いのある生活を送ってきた。

しかし、近年の急速な都市化や経済活動に伴う私たちの生活様式の変化が、自然環境や動植物の生態系に大きな変化をもたらした結果、このままでは、自然の再生能力が失われてしまう事態を迎えようとしている。

このような状況の中、私たちは、市、市民及び事業者との協働によって、環境に優しい生活習慣や事業活動に改めるとともに、人と自然の共生を図り、循環型社会の構築を目指していくために、互いが公平な責任をもって参加することが必要である。

私たちは、白岡市の環境は地球規模の環境問題と関連しているという視点を忘れず、国際的な取組と連携しながら、先人から受け継いだかけがえのない地球を守るとともに、共に知恵と力を出し合い環境の保全及び創造を推進し、現在及び将来の市民に美しい自然と豊かな文化を引き継ぐため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(3) 循環型社会 廃棄物等の発生を抑制し、排出されたものをできるだけ資源として循環的に利用し、及び循環的に利用できないものを適正に処分することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき推進されなければならない。

(1) 環境の保全及び創造は、市民が現在及び将来にわたり健康で文化的な生活を営むため、恵み豊かで良好な環境の恩恵を受けられるとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたり維持継承されるよう適切に推進されなければならない。

(2) 環境の保全及び創造は、自然の再生能力及び浄化能力を超えることのないように、すべての者が環境への負荷の低減を図り、持続的な発展が可能となる循環型社会の構築を目指して推進されなければならない。

(3) 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることから、国際的な認識及び協力のもとに推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、自らの日常生活が環境への負荷を与えていることを自覚し、基本理念にのっとり、日常生活において、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参画し、協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に当たっての環境への配慮の優先

(環境への配慮の優先)

第7条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、白岡市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、白岡市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

第3節 市が講ずる環境の保全及び創造の施策等

(報告書の作成)

第10条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制措置)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるものとする。

(助成措置)

第13条 市は、市民、事業者又はこれらのものの組織する団体（以下「市民等」という。）が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な処置をとることを援助するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第14条 市は、環境の保全及び創造に資するため、次に掲げる事業の推進に当たっては、適正な措置を講ずるものとする。

(1) 下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備

(2) 多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業

(3) 公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第15条 市は、再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第16条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する教育及び学習が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第17条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、市民等の環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民等の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第 20 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、環境に関する情報の収集に努めるとともに、必要な調査を実施するものとする。

(監視体制等の整備)

第 21 条 市は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視、測定等の体制づくりを図るものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制づくりを図るものとする。

(市民等との協働)

第 23 条 市は、環境の保全及び創造に関し、市民等と協働して取り組むため、必要な措置を講ずるものとする。

第 4 節 国及び埼玉県その他の地方公共団体との協力

(国及び埼玉県その他の地方公共団体との協力)

第 24 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び埼玉県その他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

第 5 節 地球環境の保全及び国際協力

(地球環境の保全及び国際協力)

第 25 条 市は、地球環境の保全及び創造について、国際的な認識や協力のもとに国及び埼玉県その他の関係機関と連携し、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

第 3 章 環境審議会

(設置)

第 26 条 環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進について審議するため、白岡市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 27 条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関すること。

(組織)

第 28 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の長が推薦した者
- (3) 公募に応じた者

(任期)

第 29 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 30 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 31 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(関係者の協力要請)

第 32 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 33 条 審議会の庶務は、生活経済部環境課において処理する。

2 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

(令 4 条例 28・一部改正)

第 4 章 補則

(委任)

第 34 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 3 章及び附則第 3 項（別表に環境審議会の部を加える改正規定に限る。）の規定は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

(白岡町公害防止条例の廃止)

2 白岡町公害防止条例（昭和 52 年白岡町条例第 16 号）は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年白岡町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附則（平成 24 年 3 月 29 日条例第 1 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 4 年 12 月 21 日条例第 28 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

資料 7. 用語集

【あ行】

●ISO14001 認証

環境管理に関する国際的な規格。事業者がそれぞれの活動の中で環境問題との関わりを考え、環境負荷低減に向け、事業行動の改善を継続的に実施するシステムを自ら構築し、そのシステムの構築と運用を公正な第三者（審査登録機関）が評価を行う。

●アイドリングストップ

自動車が走行していない時にエンジンをかけっぱなしにすること（アイドリング）を止めること。大気汚染や地球温暖化、騒音問題などの解決を図るため、環境庁（現環境省）が平成8年（1996年）から「アイドリング・ストップ運動」を開始した。

●IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

各国の研究者が政府の資格で参加し、地球温暖化問題について議論を行う公式の場として、国連環境計画（UNEP）及び世界気象機関（WMO）の共催により昭和63年（1988年）11月に設置されたもの。

●EMS（エネルギーマネジメントシステム）

企業や家庭におけるエネルギーの使用状況を可視化し、最適化することで、コスト削減や環境負荷の低減を実現するシステム。オフィスビルや商業施設などの建物を対象とした「BEMS（B=Building）」や住宅を対象とした「HEMS（H=Home）」がある。

●石綿（アスベスト）

天然に存在する繊維状の鉱物。軟らかく、耐熱・耐摩耗性にすぐれているため、ボイラー配管の被覆、自動車のブレーキ、建築材などに広く利用された。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、使用制限または禁止されるようになった。

●一般環境大気測定局

大気汚染防止法に基づき、住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するため設置された測定局。

●ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む。

●ウォームビズ

地球温暖化防止のため、暖房時のオフィスの室温を20℃にし、暖房に頼り過ぎず、暖かく働きやすいビジネススタイルのこと。

●AIM（アジア太平洋統合評価モデル）

気候変動とその影響、さらにそれに対する政策対応を評価するための統合評価モデル。特にアジア太平洋地域を対象としており、環境、経済、エネルギー、土地利用などの多様な分野を統合的に分析するためのシミュレーションモデル。

●エコアクション21

中小事業者等でも取り組みやすい環境経営のシステムとして、環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づく認証・登録制度。

●エコ建材

製造時に人の健康を害する汚染・有害物質を多量に発生しないことや、廃棄時や燃焼時に人や動植物を害する汚染・有害物質を大気や土壌中に発生しないこと、特に問題となっているフロン等の地球環境阻害要因物質を使用していないこと、使用時に人の健康を害する汚染・有害物質を発生させないことなどの条件が備わっている建材。

●エコツアー

エコ（エコロジー）、ツアー（旅行）を合わせた言葉。自然観察や体験をしながらくみを学び、生き物や自然環境の保護活動に参加し、貴重な遺跡を守るなど自然や地球を大切にする旅行のこと。

●エコドライブ

環境にやさしい自動車の使用方法のこと。「駐停車時のアイドリングストップ」、「高速道路などにおける適正速度での走行」、「タイヤの空気圧の適正化」など自動車運転者一人一人の心がけが大気汚染物質や燃料消費量の削減につながる。

●エコライフ DAY&WEEK

家庭からの二酸化炭素排出量の削減を目的とした県民運動。

●SDGs (Sustainable Development Goals)

平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で採択された国際目標のこと。平成 28 年 (2016 年) ~ 令和 12 年 (2030 年) までの 15 年間で世界が達成すべき、持続可能な開発を目指すためのゴールが示されている。

●FCV (Fuel Cell Vehicle)

水素と酸素の化学反応から電力を取り出し、得られた電力をモーターへと送り動力として利用する燃料電池自動車。

●温室効果ガス

太陽放射により暖められた熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三ふっ化窒素の 7 種類が温室効果ガスとして削減対象となっている。

【か行】**●カーボンクレジット**

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を削減または吸収した実績を「クレジット」と呼ばれる取引可能な形に数値化したものを指す。企業や組織が自らの温室効果ガス排出量削減義務を果たす際に、排出削減量が不足する場合、他者が保有するカーボンクレジットを購入して相殺する仕組みとして利用される。通常、1 クレジットは 1t の二酸化炭素排出削減に相当する。

●カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を均衡させ、合計を実質的にゼロにすること。ここでの温室効果ガスの「排出量」と「吸収量」は、いずれも人為的なものを指す。

●CNLNG (カーボンニュートラル LNG)

天然ガスの採掘から燃焼までの工程で発生する二酸化炭素を、森林保護や再生可能エネルギー導入事業で創出されたカーボンクレジットで相殺することにより、二酸化炭素排出量を実質ゼロとみなせる液化天然ガス (LNG)。

●街区公園

都市公園法に基づいて設置される都市公園の一種で、主に公園から半径 250m 以内に居住する人々が利用できることを目的としている。標準的な面積は 0.25ha で、地域住民が気軽に訪れることができる公園としての役割を果たす。

●外来種

海外から日本国内に持ち込まれた、何らかの理由で対象とする地域や個体群の中に外部から入り込んだ個体の種。

●合併処理浄化槽

し尿と台所や風呂からでる雑排水を併せて処理する浄化槽。し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べると、河川の水質に与える影響をおよそ 1/8 に減らすことができる。

●川の国応援団

埼玉県内各地において河川の清掃や環境教育などに取り組む団体であり、令和 7 年 12 月現在、NPO、自治会、企業、学校など 788 団体が登録されている。

●環境基準

環境基本法により、国が定める「大気の大気汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」基準。

●環境基本計画

環境基本法の第 15 条に基づき、(1) 環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱、(2) 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めたもの。

●環境基本法

平成 5 年（1993 年）に制定された（1）環境の恵沢の享受と継承等、（2）環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、（3）国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられている法律。

●環境パトロール

市で行っている、市内全域の定期的な環境監視活動と、不法投棄ごみの撤去及び回収。

●環境マネジメントサイクル

管理計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実施（Do）し、その結果を内部で点検・評価（Check）し、不都合な点を見直し（Action）した上でさらに、もとの計画に反映させていくことで、螺旋状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするもの。

●環境マネジメントシステム

環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、これを実行、記録し、その実行状況を点検して方針等を見直すという一連の手続き。環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション 21 や、国際規格の ISO14001 がある。

●気候危機

2020 年版「環境・循環型社会・生物多様性白書」において初めて記載された。白書では、平成 10 年（1998 年）から平成 29 年（2017 年）までの世界における気候関連災害の被害額は 2 兆 2450 億ドル（約 240 兆円）で、その前の 20 年間の 2.5 倍に上り、現状を「単なる『気候変動』ではなく、全ての生き物の生存基盤を揺るがす『気候危機』」と、これまでの白書より強い文言で説明している。

●気候変動適応計画

都道府県や市区町村等が主体となって、その区域における自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するための計画。

●気候変動枠組条約締約国会議

平成 4 年（1992 年）、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が採択され、世界は地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意した。同条約に基づき、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）が平成 7 年（1995 年）から毎年開催されている。日本からは全ての COP に環境大臣が出席している。

●京都議定書

平成 9 年（1997 年）12 月に京都で地球温暖化防止条約締結国会議が開催され、全会一致で採択された議定書。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の 6 種の温室効果ガスを対象とし、平成 20 年（2008 年）から平成 24 年（2012 年）までの間に先進締結国全体で平成 2 年（1990 年）比 5%以上（日本 6%、アメリカ 7%、EU8%）削減するとの法的拘束力のある数値目標を定めた。平成 20 年（2013 年）以降は令和 2 年（2020 年）までの 8 年間で第二約束期間とし、排出量を平成 2 年（1990 年）の水準から少なくとも 18%削減することとしたが、日本は第二約束期間には参加せず、自主的に設定した令和 2 年（2020 年）の削減目標に向け、温室効果ガスの排出削減努力を続けていくこととした。

●クールビズ

地球温暖化防止の一環として、夏のオフィスの冷房設定温度を省エネ温度の 28℃にし、それに応じた軽装化する夏のビジネススタイルのこと。

●グリーンスローモビリティ

時速 20km 未満で公道を走ることができる電動車を活用した小規模な移動サービス（車両も含めた総称）。環境負荷が少なく、狭い路地でも通行が可能で、高齢者の移動手段や観光客の周遊への活用が期待される。

●グリーンツーリズム

農山村の生活や農作業の体験など農山村地域での自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。

●下水道整備率

公共下水道供用開始区域内の人口に対する水洗化されている人口の割合。

●光害対策ガイドライン

光害対策を推進するために、平成10年（1998年）3月に環境省が策定したガイドライン。光害の定義、夜空の明るさの問題を概説し、地域における照明環境の考え方の提案、光害対策を実施する上での関係者の定義、ガイドラインの使い方及び屋外照明等における具体的な対策について解説している。

●光化学オキシダント

工場や自動車から排出される窒素酸化物及び揮発性有機化合物（VOC）を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより発生するオゾンなどの酸化物の総称。

●光化学スモッグ

光化学オキシダントが大気中で生成し、気象条件によって地表での光化学オキシダント濃度が高くなる現象。その影響は、眼や気道の粘膜刺激などの健康被害のほか、植物の葉の組織破壊など広範囲にわたる。

●コージェネレーション

天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じた廃熱も同時に回収するシステム。回収した廃熱は、蒸気や温水として、工場の熱源、冷暖房・給湯などに利用することができ、電気と熱で無駄なく燃料を利用することができれば、燃料が本来持っているエネルギーを高い効率で利用することができる。

●コンポスト

家庭から出る生ごみや落ち葉などの有機物を微生物の働きで発酵・分解し、堆肥に変える仕組みやそのための容器。

【さ行】**●再生可能エネルギー**

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指し、いわゆる新エネルギーに含まれる。

●埼玉県プラスチックゼロウィーク

県土に占める河川の流域面積の割合が日本一の「川の国」である埼玉県において、海洋プラスチックごみ問題に対応するため、県民にプラスチックごみの問題を身近な問題として捉え、プラスチックごみの排出抑制と自然界に排出されてしまったプラスチックごみの回収の積極的な取り組みを促進するための運動。

●在来種

ある地域に古くから存在する生物種やその系統。

●里山林

集落近くにあり、薪炭用木材の採取や山菜取り、また、落ち葉を肥料として利用するなど、地域住民の生活と密接に結びついて存在している森林の総称。

●事業系ごみ

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、産業廃棄物に指定されていないもの。事業系ごみの処理について、廃棄物処理法第3条では「事業者は、その活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において処理しなければならない。」と規定している。

●次世代自動車

低公害車と同類の言葉で、窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。ガソリン車やディーゼル車など従来の自動車と比べて、環境への負荷を低減させる新技術を搭載した、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車などが含まれる。

●自治体排出量カルテ

環境相が提供している都道府県や市区町村の二酸化炭素排出量のデータをわかりやすく可視化した資料。

●循環型社会

20世紀の後半に、地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉として使われるようになった。平成12年（2000年）に循環型社会を目指す「循環型社会形成推進基本法」を制定した。同法は、循環型社会を「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義した。

●総合振興計画

地域の持続的な発展を目指すために策定される計画で、特に地方自治体を中心となって地域資源を活かした振興策を盛り込む。

●都市計画マスタープラン

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を示したもの。長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするための計画。

●生活系ごみ

家庭や個人の生活に伴って発生する廃棄物

●生活排水処理率

地域の全人口に対して、生活排水が下水道や合併処理浄化槽などの処理施設によって処理されている人口の割合。

●生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境（水、大気、光など）の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりのことを示す概念。

●生物多様性

地球上の生物とその生息・生育環境の多様さを表す概念。生物の豊かさ（多様性）を、生物の種、生物が生活する環境（生態系）、生物の遺伝子の3つの段階からとらえている。

●ZEF（Net Zero Energy Factory）

工場のスマート化による省エネと再エネ導入による創エネにより、製造環境に必要な年間の一次エネルギー（加工されていない状態で供給されるエネルギー（石油、石炭、原子力、天然ガス、水力、地熱、太陽熱など））の収支をゼロにした建物収支をゼロにすることを目指した工場。

●ZEB（Net Zero Energy Building）

省エネと創エネによって建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにした建物。

●ZEH（Net Zero Energy House）

省エネと創エネによって住宅で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにした住宅。

●絶滅危惧種

絶滅のおそれのある野生生物のこと。埼玉県では絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息・生育状況を解説した埼玉県レッドデータブック動物編、植物編を発行している。

●ゼロカーボンシティ

令和32年（2050年）までに二酸化炭素排出量実質ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体。

【た行】

●ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの総称。ほかの化学物質の製造や燃焼、ごみの焼却などに伴って発生し、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準などが設定されている。

●大気汚染防止法

大気汚染防止対策を総合的に推進するために、昭和37年（1962年）制定の「ばい煙の排出の規制等に関する法律」を廃止して、昭和43年（1968年）に制定された法律。国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的として、（1）工場及び事業場における事業活動や建築物の解体に伴う「ばい煙」や「粉じん」の規制、（2）有害大気汚染物質対策の推進、（3）自動車排出ガスに係る許容限度を定めることなどが盛り込まれている。

●多自然型工法

治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生態・生育環境をできるだけ改変しない、また、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめる、とする自然環境に配慮した河川工事。

●脱炭素社会

温室効果ガスの排出自体を抑制するだけでなく、排出された二酸化炭素を回収するなどして、差し引きで実質的にゼロとした社会。

●単独処理浄化槽

生活排水の処理において、し尿のみを処理する処理装置のこと。

●地球温暖化

近年、産業の発展による人間活動により、温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことで、地球規模での気温上昇（温暖化）すること。これにより海面上昇、かんばつなどの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。

●地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が「地球温暖化対策法」に基づいて策定する、地球温暖化に関する総合計画。温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載している。

●地球温暖化対策実行計画

温室効果ガスの排出を減らすために、自治体などが作る具体的な行動計画。地方公共団体実行計画は大きく分けて、「事務事業編」と「区域施策編」の2つから構成されている。「事務事業編」は地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量削減などに関する計画であり、「区域施策編」は区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画である。

●低公害車

次世代自動車と同類の言葉で、窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。

●デコ活

脱炭素（Decarbonization）と環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉。2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を推進するための新しい国民運動。

●デング熱

デングウイルスが感染しておこる急性の熱性感染症。発熱、頭痛、筋肉痛や皮膚の発疹などが主な症状。ウイルスに感染した患者を蚊（日本ではヒトスジシマカ）が吸血すると、蚊の体内でウイルスが増殖し、その蚊が他者を吸血することでウイルスが感染する。国内において温暖化やヒートアイランドなどの影響によりヒトスジシマカの分布が北上しており、将来、デング熱の流行のリスクがある地域が拡大していくことが懸念されている。日本では2014年に約70年ぶりの国内感染が報告された。

●天然記念物

日本にとって学術上価値の高い動物、植物、地質鉱物などが対象となっており、文化財保護法に基づく国による指定のほか、都道府県や市町村の条例に基づく指定もある。

●透水性舗装

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法。地下水の涵養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため、主に、都市部の歩道に利用されることが多い。また、通常のアスファルト舗装に比べて太陽熱の蓄積をより緩和できるため、ヒートアイランド現象の抑制の効果もある。

●特定外来生物

外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。特定外来生物は、飼育等(飼育、栽培、保管及び運搬)、輸入、野外へ放つ・植える及びまくことなどが禁止されている。

●都市公園

都市公園法に基づき都道府県や市町村が整備・管理する公園。都市住民の憩いやレクリエーション、健康増進、景観形成、環境保全、防災などを目的に設置される。

【な行】

●二酸化窒素

窒素の酸化物で赤褐色の気体であり、代表的な大気汚染物質。発生源はボイラーなどの「固定発生源」や自動車などの「移動発生源」のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。

●日平均値の年間 2%除外値

大気汚染物質の濃度レベルがどの程度であったかを表す統計指標のひとつ。1年間に測定されたすべての日平均値を、1年間での最高値を第1番目として、値の高い方から低い方に順に並べたとき、高い方から数えて2%分の日数に1を加えた番号に該当する日平均値。

●日平均値の年間 98%値

大気汚染物質の濃度レベルがどの程度であったかを表す統計指標の一つ。1年間に測定されたすべての日平均値を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順に並べたとき、低い方から数えて98%目に該当する日平均値。

●ネット・ゼロ (Net Zero)

正味や実質などの意味を持つ「Net」と排出量ゼロの「Zero」を組み合わせた言葉。再生可能エネルギーの導入や省エネによる温室効果ガスの排出量と、植林や森林保全活動などの取り組みによる吸収量のバランスを取り、正味の排出量をゼロにすること。カーボンニュートラルとほぼ同義であるが、サプライチェーンを含めるかどうかなどの違いがある。

●農業集落排水

農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥または雨水の総称。

●ノーカーデー

主に地方自治体などで行う、交通渋滞緩和並びに大気汚染抑制を目的とし、公共交通機関の利用を促すキャンペーン。一定の月日・曜日・または期間を定め、自家用車の利用自粛と公共交通機関の利用を呼びかける。

【は行】

●ばい煙

一般的には、燃料の燃焼などによって発生し、排出される「すす」と「煙」という意味合いであるが、大気汚染防止法(1968)では、「硫黄酸化物」、「ばいじん」、「有害物質(カドミウム、フッ素等)」と定義している。

●パリ協定

2015年に採択された国際的な気候変動対策の枠組み。地球の平均気温上昇を産業革命前から「2℃より十分低く、できれば1.5℃未満」に抑えることを目指す合意であり、すべての締結国が対象となっている。

●BOD(生物化学的酸素要求量)

河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水質汚濁に関する代表的な指標。一定条件のもとで、微生物により有機物が酸化される際に消費される酸素の量をいう。数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

●ppm

英語で百万分の 1 を意味する言葉 (parts per million) の頭文字をとってつくられた単位。%(百分率) と同じように、百万分の 1 を単位とする比率の概念 (百万分率)。大気中における気体の大気汚染物質の濃度の単位として用いられる。

●PFAS

主に炭素とフッ素からなる化学物質 (有機フッ素化合物) のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物のこと。1 万種類以上の物質があるとされており、溶剤や界面活性剤など幅広い用途で使用されている。

●ビオトープ

ドイツから日本に紹介されたもので、「復元された野生生物の生息空間」という意味。都市の中に植物、小動物、昆虫、鳥、魚などが共生できる場所を造成または復元したもの。

●微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の 1) 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質 (SPM: $10\mu\text{m}$ 以下の粒子) よりも小さな粒子。

●V2H (Vehicle to Home)

電気自動車 (EV) やプラグインハイブリッド車 (PHEV) に蓄えられた電力を家庭用に活用する技術。電気自動車を移動手段としてだけでなく、災害時や停電時などに家庭用電源として使うことも可能。

●浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒径が $10\mu\text{m}$ (ミクロン: $1\mu\text{m}$ は、 1mm の 1,000 分の 1) 以下の粒子状物質で、呼吸器に対して悪影響を与える。発生源としては、工場、事業場等産業活動に係るものだけでなく、自動車の運行に伴って発生するもの、風による土壌粒子の舞上がり等の自然現象によるものもある。

●ふるさとの森

もともとは「緑豊かな住みよい環境づくりに寄与する貴重な山林」として、埼玉県が保全を目的に指定していた山林。平成 23 年 (2011 年) 3 月に埼玉県による指定期間が満了を迎え、引き続き白岡市が、「市の『ふるさとの森』」として指定している。

●ポケットパーク

再開発事業等で狭小の余剰区間を利用した小さな公園のこと。

【ま行】**●町ぐるみん白岡**

地域ぐるみ町ぐるみで子どもの育ちを支えることを目的として平成 23 年 (2011 年) に設立された。子ども達の健全な成長の支援や、地域の教育・子育て関係団体の連絡調整役となって活動の活性化を支援したり、子育て中の親へ学習機会を提供したりしながら、家庭・地域・学校などの関係の円滑化を図る。

●緑のネットワーク

緑の道・幹線道路の街路樹等が相互に結びつけられ、水や緑を感じ、ふれあいながら移動できる空間のこと。

●モーダルシフト

トラック等の自動車で行われている貨物輸送を、環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換すること。少ない人員で大量の荷物を運べるため、人員や時間の削減、環境負荷の低減といった効果が期待される。

【ら行】**●REPOS (再生可能エネルギー情報提供システム)**

令和 32 年 (2050 年) カーボンニュートラル実現に向けた再生可能エネルギー活用の普及加速を目的として、日本全土を対象として再生可能エネルギー (太陽光・風力・中小水力・地熱・地中熱・太陽熱) 発電設備の導入ポテンシャル・導入状況を見える化したサイト。

●RE100 (Renewable Energy 100%)

再生可能エネルギーを 100% 使用して発電された電力。



第2次白岡市環境基本計画【改訂版】

発 行 令和8年3月

発 行 者 白岡市

編 集 白岡市 生活経済部 環境課

〒349-0292 埼玉県白岡市千駄野 432 番地

T E L : 0480-92-1111

E-mail : kankyoushiraoka@city.shiraoka.lg.jp

H P : <https://www.city.shiraoka.lg.jp/>
